

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

平成23年3月22日

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置の更なる周知徹底等について

標記について、平成23年3月20日付で、金融庁監督局長から関係金融機関に対し、また、東北財務局長及び関東財務局長からそれぞれの管内関係金融機関に対し、下記を内容とする要請文書を発出しましたので、お知らせします。

記

平成23年(2011年)3月11日に、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を要請したところであるが、当該要請の内容について改めて各営業店への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関とも連携をとり、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい。

その際、被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努められたい。

また、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努められたい。

以上

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
03-3506-6463
金ヶ崎、津村

平成23年3月23日

金 融 庁

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について

標記について、平成23年3月23日付で、金融庁監督局長から関係金融機関に対し、また、各財務(支)局長及び沖縄総合事務局長からそれぞれの管内関係金融機関に対し、要請文書を発出しましたので、お知らせします。

平成23年3月11日に内閣府特命担当大臣(金融)及び日本銀行総裁より、また、3月20日には金融庁監督局長より、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置を適切に講ずるよう要請したところであるが、今後、手形決済等が増加する年度末の資金需要期を迎えることから、中小企業等の事業者に対する、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっている。

ついては、改めて、貴協会傘下金融機関及びその各営業店に対して、下記事項を周知徹底するとともに、適切な対応に努められたい。

記

- (1) 全手形交換所において、今回の災害のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することとなったことを踏まえ、災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (2) 今回の災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)を含む当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局総務課監督調査室
(内線3379、3314)

全銀協ニュース

ホーム

全銀協ニュース

平成23年

平成23年3月12日

全国銀行協会
会長 奥 正之

「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について

この度、発生した「東北地方太平洋沖地震」においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には、先ず以て心からお見舞いを申し上げます。

こうした極めて深刻な事態に鑑み、今般、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、全国銀行協会に対して、地震の被災者の方々への適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

これを受けて、全国銀行協会としては、「(1)預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人の確認を前提に預金の払い戻しを行うことや、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々のご事情に応じて対応すること」、「(2)被災された個人、法人のお客さまからの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること」、「(3)休日営業等について積極的に取り組むとともに、店舗の営業状況等についても、速やかに店頭掲示、インターネット等の手段を通じて告示すること」などをはじめ、必要な金融上の措置を講じ、被災地域における銀行取引の円滑化に万全を期すよう、会員銀行に対して、要請内容の周知徹底を行いました。

また、全手形交換所において、今回の災害のため呈示期間が経過した手形でも交換持出等を行うことや不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することを、3月11日から当分の間、実施することを通知致しました。

今後、金融庁、日本銀行からの要請も踏まえ、被災地域における金融及び経済の安定を維持すべく、会員銀行が一丸となり、全力で対応を図って参ります。

一日も早い被災者の方々の心の平穩の回復と被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上

平成 23 年 3 月 14 日

東北地方太平洋沖地震への地方銀行の対応について

社団法人 全国地方銀行協会

会 長 小 川 是

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、お亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

地方銀行としては、政府による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請を踏まえ、預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人と確認ができれば払い戻しを行うなど、今回の被災者の皆さまに対して適切な対応をしていく所存でございます。

一方、13 日に東京電力株式会社より「計画停電（輪番停電）」の措置が発表されました。地方銀行では、停電が発生した場合でも、自家発電設備等の活用により業務継続できるよう、最大限努力してまいりますが、電力供給の状況等によっては、一時休業等の対応をとらざるを得ない営業拠点が出てくる可能性があります。

営業状況につきましては、各行の店頭に掲示等で速やかにお伝えするよう努力してまいります。お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

また、地方銀行では、災害お見舞いの義援金の受付について、順次取り扱いを開始してまいりますので、お近くの地方銀行の窓口にご相談ください（全国の地方銀行（63行）の本支店で振込手数料を無料で取り扱いをしております。対象口座につきましては、地銀協ホームページ http://www.chiginkyo.or.jp/09_notice/02saigai.shtml でもお知らせしております）。

地方銀行は一丸となって、被災地域における銀行取引の円滑化および被災地経済の一日も早い復興のために、全力で対応してまいります。

以 上

平成23年3月14日

「東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」への
対応について

社団法人 第二地方銀行協会
会 長 小 島 信 夫

この度、発生した「東北地方太平洋沖地震」においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が発生しており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

こうした極めて深刻な事態に鑑み、今般、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、当協会に対して、地震の被災者の方々への適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

これを受けて、当協会としては、①預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人の確認を前提に預金の払い戻しを行うことや、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々の事情に応じて対応すること、②被災された個人、法人のお客様からの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること、③休日営業等について積極的に取り組むとともに、店舗の営業状況等についても、速やかに店頭掲示、インターネット等の手段を通じて告示することなどをはじめ、必要な金融上の措置を講じ、被災地域における銀行取引の円滑化に万全を期すよう、会員行に対して、要請内容の周知徹底を行いました。

今後、金融庁、日本銀行からの要請も踏まえ、被災地域における金融および経済の安定を維持すべく、会員行が一丸となり、全力で対応を図ってまいります。

一日も早い被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

以 上

平成23年3月13日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置への対応について

このたび発生しました東北地方太平洋沖地震においては、東北地方をはじめ東日本を中心に大きな被害が生じており、被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震による被害発生に伴い、本会に対し、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、地震の被災者の方々への適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

本要請を受けまして、本会では各信用金庫に対し、預金証書・通帳を紛失した場合の払戻し、貸出の迅速化や返済猶予、手形の不渡処分についての配慮、休日営業等に関する措置など、被災者の方々の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう、下記のとおり要請しております。

今後、私ども信用金庫は、被災地域の復興に少しでもお役に立てるべく、全力で対応を図ってまいります。

皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに 응ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

以 上

お問合せ先

業務部：03-3517-5713

広報部：03-3517-5722

平成23年3月13日

各 位

社団法人 全国信用組合中央協会

東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置について

今回の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今般、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、本会に、今回の地震による被害者の皆様に対しまして適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

これを受けまして、本会は、会員信用組合に対しまして、本地震により影響を受けられた取引先等に対し、状況に応じて預金の払戻し・中途解約に関する措置、手形交換に関する措置、災害関係の融資に関する措置、休日営業等に関する措置等、状況に応じ金融上の措置を適切に講ずるよう下記のとおり要請しておりますのでお知らせいたします。

なお、具体的な対応につきましては、お取引信用組合にお問い合わせください
ますようお願いいたします。

今後、わたくしども信用組合は、被災地域における金融及び経済の安定に資すべく、会員信用組合が一丸となり、全力で対応を図って参ります。

一日も早い被災者の方々の心身のご回復と被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

6. 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
7. 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
9. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

以上

お問合せ先

業務企画部 03-3567-2455

広報部 03-3567-2452

全銀協ニュース

ホーム

全銀協ニュース

平成23年

平成23年3月17日

全国銀行協会
会長 奥 正之

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金口座宛の振込手数料について

この度の「東北地方太平洋沖地震」においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

現在、わが国において、この国難を乗り越えるべく、国の総力を挙げた取り組みがなされているなか、その一環として、銀行では義援金の受付口座を開設しております。

こうした義援金の取扱い趣旨に鑑み、既に別紙記載の義援金口座を取り扱っている会員銀行では、当該口座への自行宛振込手数料を無料扱いとさせていただいているところです。

今回、その取り組みを拡大することとし、本日、当協会は全ての会員銀行に対し、お客さまから別紙記載の義援金口座に対する銀行窓口でのお振込みの依頼があった場合、平成23年3月22日(火)から当該口座の取扱期間終了までの間、他行宛振込手数料についても無料扱いとするよう要請しました。これを受け、各会員銀行では、無料扱いの対応を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

以上

[窓口振込手数料が無料となる義援金口座\(一覧\)](#)

全銀協ニュース

ホーム

全銀協ニュース



平成23年

平成23年4月8日

各位

一般社団法人全国銀行協会
会長 奥 正之

東日本大震災に係る義援金口座宛の振込手数料について(対象口座の追加)

この度の東日本大震災においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

大震災を受け、国の総力を挙げた取り組みがなされているなか、その一環として、銀行では義援金の受付口座を開設しているところ。当協会では、本年3月17日、全ての会員銀行に対し、対象となる義援金口座宛の銀行窓口でのお振込みの依頼があった場合、自行宛振込手数料に加え、他行宛振込手数料についても、無料扱いとするよう要請するとともに、対象口座を公表いたしました。

今般、国民一人ひとりの被災された方々に対する思いとして義援金の取扱いが広く浸透しているなか、当協会では、3月17日に公表した無料扱いの対象口座を拡大することとし、本日、全ての会員銀行に対して、お客さまから[別紙 PDF](#)記載の義援金口座に対する銀行窓口でのお振込みの依頼があった場合、平成23年4月13日(水)から当該口座の取扱期間終了までの間、自行宛振込手数料に加え、他行宛振込手数料についても無料扱いとするよう要請いたしました。これを受け、各会員銀行では、無料扱いの取り組みを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

以上

[\(別紙\)窓口振込手数料が無料となる義援金口座\(一覧\) PDF](#)

重要なお知らせ

[ホーム](#) [重要なお知らせ](#)

重要なお知らせ

東北地方太平洋沖地震にかかる災害により休業している手形交換所の当面の手形交換の取扱いについて

この度の地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害により休業している手形交換所(以下「休業手形交換所」という。)の当面の手形交換の取扱いについて、緊急の措置として、下記Iのとおり、宮城県および福島県の主要手形交換所において手形交換参加地域を拡大し、休業手形交換所参加銀行の店舗が支払場所となっている手形を含めて、手形交換を実施しております。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、岩手県においては、下記IIのとおり、現在休業している手形交換所はありません。

[I. 休業している手形交換所の当面の手形交換の取扱いについて\(休業手形交換所緊急措置\)](#)

[II. 岩手県、宮城県および福島県の手形交換所の状況](#)

平成23年6月3日更新

I. 休業している手形交換所の当面の手形交換の取扱いについて(休業手形交換所緊急措置)

1. 宮城県

仙台手形交換所の手形交換参加地域を拡大し、現在休業している女川手形交換所の参加金融機関の店舗を下記のとおりカバーします。

休業手形交換所名	金融機関	支店
女川	七十七銀行	女川支店
	仙台銀行	女川支店

2. 福島県

(1) 福島手形交換所の手形交換参加地域を拡大し、現在休業している浪江手形交換所および富岡手形交換所に参加している金融機関の店舗を下記のとおりカバーします。

休業手形交換所名	金融機関	支店
浪江	東邦銀行	浪江支店、双葉支店
	福島銀行	浪江支店
富岡	東邦銀行	大熊支店、富岡支店、楢葉支店
	福島銀行	富岡支店
	東北労働金庫	富岡支店

(2) 郡山手形交換所の手形交換参加地域を拡大し、現在休業している浪江手形交換所および富岡手形交換所に参加している金融機関の店舗を下記のとおりカバーします。

休業手形交換所名	金融機関	支店
浪江	大東銀行	浪江支店
富岡	大東銀行	富岡支店

(3)相馬手形交換所の手形交換参加地域を拡大し、現在休業している浪江手形交換所および富岡手形交換所に参加している金融機関の店舗を下記のとおりカバーします。

休業手形交換所名	金融機関	支店
浪江	あぶくま信用金庫	浪江支店、双葉支店
	相双信用組合	浪江支店
富岡	あぶくま信用金庫	大熊支店、富岡支店、広野支店、夜の森支店
	相双信用組合	大熊支店、富岡支店

II. 岩手県、宮城県および福島県の手形交換所の状況

	手形交換所名	設置場所	営業状況	備考
岩手県				
0301	盛岡手形交換所	社団法人岩手県銀行協会内	営業	
0302	花巻手形交換所	岩手銀行花巻支店内	営業	
0303	北上手形交換所	岩手銀行北上支店内	営業	
0304	水沢手形交換所	岩手銀行水沢支店内	営業	
0305	一関手形交換所	岩手銀行一関支店内	営業	
0306	釜石手形交換所	岩手銀行釜石支店内	再開	再開日：6月6日(月)
0307	宮古手形交換所	岩手銀行宮古中央支店内	再開	再開日：4月4日(月)
0308	遠野手形交換所	岩手銀行遠野支店内	営業	
0310	陸前高田手形交換所	岩手銀行高田支店内	廃止	廃止日：6月3日(金) 旧参加店舗は大船渡手形交換所に新規参加(6月6日(月)付)
0311	大船渡手形交換所	岩手銀行大船渡支店内 ⇒一時的に設置場所を 岩手銀行盛支店内に移動	再開	再開日：5月23日(月)
0312	久慈手形交換所	岩手銀行久慈中央支店内	営業	
0313	二戸手形交換所	岩手銀行二戸支店内	営業	
宮城県				
0401	仙台手形交換所	社団法人宮城県銀行協会内	営業	
0402	石巻手形交換所	七十七銀行石巻支店内	再開	再開日：4月15日(金)
0404	古川手形交換所	七十七銀行古川支店内	営業	
0405	気仙沼手形交換所	七十七銀行気仙沼支店内 ⇒一時的に設置場所を 旧気仙沼商工会議所に移動	再開	再開日：6月6日(月)
0406	白石手形交換所	七十七銀行白石支店内	営業	
0407	大河原手形交換所	七十七銀行大河原支店内	営業	
0408	船岡手形交換所	七十七銀行船岡支店内	営業	
0410	涌谷手形交換所	七十七銀行涌谷支店内	再開	再開日：3月16日(水)
0411	女川手形交換所	七十七銀行女川支店内	休業	⇒上記Iの緊急措置対象
0412	佐沼手形交換所	七十七銀行佐沼支店内	再開	再開日：3月28日(月)

0414	角田手形交換所	七十七銀行角田支店内	営業	
0415	栗原手形交換所	七十七銀行築館支店内	再開	再開日:3月15日(火)
0417	加美手形交換所	七十七銀行中新田支店内	再開	再開日:3月18日(金)
福島県				
0701	福島手形交換所	社団法人福島県銀行協会内	営業	
0703	二本松手形交換所	東邦銀行二本松支店内	営業	
0711	郡山手形交換所	東邦銀行郡山支店内	営業	
0712	須賀川手形交換所	東邦銀行須賀川支店内	営業	
0713	船引手形交換所	東邦銀行船引支店内	再開	再開日:3月23日(水)
0714	白河手形交換所	東邦銀行白河支店内	営業	
0715	石川手形交換所	東邦銀行石川支店内	営業	
0716	棚倉手形交換所	東邦銀行棚倉支店内	営業	
0717	塙・矢祭手形交換所	東邦銀行塙支店内	営業	
0718	本宮手形交換所	東邦銀行本宮支店内	営業	
0719	小野手形交換所	東邦銀行小野支店内	再開	再開日:3月23日(水)
0721	会津若松手形交換所	東邦銀行会津支店内	営業	
0731	いわき手形交換所	東邦銀行平支店内	再開	再開日:3月24日(木)
0741	原町手形交換所	東邦銀行原町支店内	再開	再開日:5月16日(月)
0742	相馬手形交換所	東邦銀行相馬支店内	再開	再開日:3月25日(金)
0743	浪江手形交換所	東邦銀行浪江支店内	休業	⇒上記Iの緊急措置対象
0744	富岡手形交換所	東邦銀行富岡支店内	休業	⇒上記Iの緊急措置対象

※ 4桁の番号は手形面の右上に記載の「統一手形交換所番号」

【本件照会先】

事務システム部 Tel.03-5252-3750

重要なお知らせ

ホーム [重要なお知らせ](#)

重要なお知らせ

東日本大震災において被災された方による取引金融機関以外での預金の払戻しについて

今回の震災や原発事故に伴い、被災地域から避難されている方々が、取引金融機関が近隣にない避難先において、預金払戻しを受けられるよう、取引金融機関以外の金融機関(受付金融機関)の窓口でも預金払戻しができる取扱いを行っています。

取引金融機関・受付金融機関の範囲および手続きの概要等は以下のとおりです。

1. 取引金融機関(避難されている方が預金をお持ちの金融機関)

22金融機関

銀行	荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、筑波銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行
信用金庫	宮古信用金庫、社の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫
信用組合	石巻商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合

※ 上記金融機関の照会先は、後掲「4. 照会先」をご参照ください。

2. 受付金融機関(避難されている方が預金払戻しが可能な金融機関)

119金融機関

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほコーポレート銀行、埼玉りそな銀行、イオン銀行、北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行、西日本シティ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、北洋銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、京葉銀行、東日本銀行、東京スター銀行、神奈川銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、福邦銀行、静岡中央銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、みなと銀行、島根銀行、トマト銀行、もみじ銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、熊本ファミリー銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行、八千代銀行

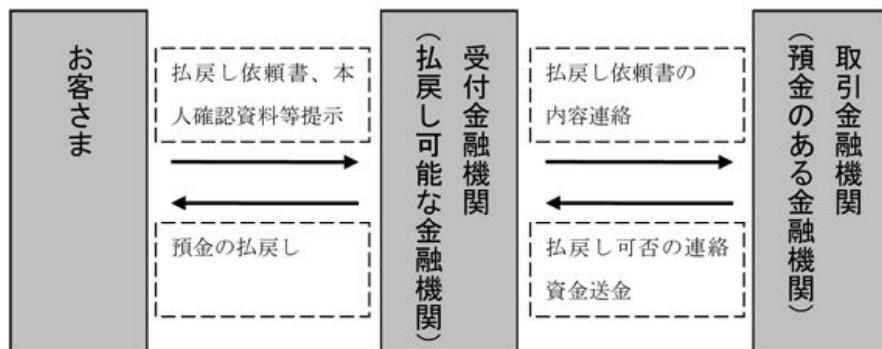
3. 取扱いの概要

対象となる預金	原則、普通預金、当座預金等の流動性預金。 (定期預金については、取引銀行にお問い合わせください)
払戻し金額等	原則、法人、個人とも、1日10万円。
取扱時間	受付銀行の営業店の平日営業時間内。
取扱いに必要な	預金証書・通帳、届出の印鑑、およびご本人が確認できる資料(運転免許証等)。

書類	ただし、上記の資料などをお持ちでない場合でも、ご本人の確認ができれば払戻しは可能です。
ご留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取扱いとなる場合がありますので、予めご了承ください。 また、受付銀行の営業店には、相談専門店舗など、本件の取扱いのできない店舗もありますので、ご了承ください。

(ご参考)取扱フロー(※)

- 避難先の受付金融機関において、取引金融機関の預金払戻しを希望する旨お申出ください。
- 所定の払戻し依頼書、ご本人を確認できる資料等を受付金融機関に提示いただきますと、受付金融機関から取引金融機関に払戻しの可否について確認を依頼します。
- 払戻し可であれば受付金融機関からお客さまに対して預金の払戻しが行われます。



(注) 取扱いに必要な書類を所持されている場合の原則的な取扱いを示しています。

4. ご照会先

金融機関	照会先		照会受付時間
荘内銀行	コンタクトセンター	0120-1032-39	平日9時～17時
山形銀行	テレフォンセンター	0120-170-585	平日9時～17時
岩手銀行	ダイレクトバンキングセンター	0120-788-506	平日9時～17時
東北銀行	お客様相談室	019-651-6161	平日9時～17時
七十七銀行	事務管理部	0120-170-677	平日9時～17時
東邦銀行	事務企画部	024-541-2160	平日9時～17時
筑波銀行	事務部	029-831-8111	平日9時～17時
常陽銀行	お客様相談室	0120-001-769	平日9時～17時
きらやか銀行	相談受付ダイヤル	0120-379-305	平日9時～17時
北日本銀行	被災相談センター	0120-836-236	平日9時～17時
仙台銀行	事務管理課	0120-863-989	平日9時～17時
福島銀行	お客様相談所	0120-294-091	平日9時～17時
大東銀行	総合相談窓口	024-925-1111	平日9時～17時
宮古信用金庫	総合企画部	0193-62-2400	平日9時～17時
杜の都信用金庫	事務統轄部	022-222-8179	平日9時～17時
石巻信用金庫	事務部事務課	0225-95-4111	平日9時～17時
気仙沼信用金庫	事務管理課	0226-22-6830	平日9時～17時
ひまわり信用金庫	事務部	0246-23-8500	平日9時～17時
あぶくま信用金庫	相談窓口	0244-23-5132	平日9時～15時
石巻商工信用組合	事務管理課	0225-94-1725	平日9時～17時
いわき信用組合	総務部	0246-92-4111	平日9時～17時
相双信用組合	相双信組本部	0244-36-5561	平日9時～17時

以上

平成23年4月18日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

東日本大震災に伴う被災地域の信用金庫のお客さまに対する
銀行での預金払出しの取扱開始について

全国の信用金庫では、このたびの震災や原発事故による被災により、一時的にお住まいの地域を離れて避難されている被災地域の信用金庫のお客さまを対象とする、預金の払出しをさせていただきます。

お客さまの更なる利便性向上のため、これに加えて、来たる4月22日(金)から全国の銀行においても、下記の信用金庫の預金払出しについて、取り扱いが開始される運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、詳しくは、最寄りの銀行の窓口までお問い合わせください。

記

1. 対象となるお客さま

次の信用金庫に預金口座をお持ちのお客さま

- ・宮古信用金庫 (岩手県宮古市)
- ・杜の都信用金庫 (宮城県仙台市)
- ・石巻信用金庫 (宮城県石巻市)
- ・気仙沼信用金庫 (宮城県気仙沼市)
- ・ひまわり信用金庫 (福島県いわき市)
- ・あぶくま信用金庫 (福島県南相馬市)

() 内は本店所在地

2. 取扱開始日

4月22日(金)

以 上

【お問合せ先】

業務部：03-3517-5713

広報部：03-3517-5722

「受付銀行」一覧

(平成23年4月22日時点)

金融機関名
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、 みずほコーポレート銀行、埼玉りそな銀行、イオン銀行、北海道銀行、 青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、 岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、 筑波銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、 第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、 北國銀行、福井銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、大垣共立銀行、 十六銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、 池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、 中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、 福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、 宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行、西日本シティ銀行、 三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、 新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、北洋銀行、きらやか銀行、 北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、京葉銀行、 東日本銀行、東京スター銀行、神奈川銀行、大光銀行、長野銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、静岡中央銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、 中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、みなと銀行、島根銀行、 トマト銀行、もみじ銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、 高知銀行、福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、熊本ファミリー銀行、 豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行、八千代銀行

【計 119 金融機関】

平成23年4月18日

各位

社団法人 全国信用組合中央協会

東日本大震災に伴う被災地域の信用組合のお客さまに対する
銀行での預金払出しの取扱開始について

全国の信用組合では、このたびの震災や原発事故による被災により、一時的にお住まいの地域を離れて避難されている下記の3信用組合のお客さまを対象とする、預金の払出しをさせていただきます。

今般、お客さまの更なる利便性向上のため、これに加えて、来たる4月22日(金)より、全国の銀行のご協力をいただき、3信用組合の預金の払出しについて、これらの銀行の営業店窓口で取扱いが開始されることになりましたので、ご案内申し上げます。

詳しくは、最寄りの銀行窓口までお問い合わせください。

記

1. 対象となるお客さま

次の信用組合に預金口座をお持ちのお客さま

- ・石巻商工信用組合 (宮城県石巻市)
 - ・いわき信用組合 (福島県いわき市)
 - ・相双信用組合 (福島県相馬市)
- () 内は本店所在地

2. 取扱開始日

4月22日(金)

以上

【お問合せ先】

業務企画部 : 03-3567-2455

広報部 : 03-3567-2452

「受付銀行」一覧

(平成23年4月22日時点)

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
みずほコーポレート銀行、埼玉りそな銀行、イオン銀行、北海道銀行、青森銀行、
みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、
七十七銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、
千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、
山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、静岡銀行、
スルガ銀行、清水銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、
京都銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、
鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、
伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、
肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行、
西日本シティ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井信託銀行、
住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、北洋銀行、
きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、
京葉銀行、東日本銀行、東京スター銀行、神奈川銀行、大光銀行、長野銀行、
富山第一銀行、福邦銀行、静岡中央銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、
第三銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、みなと銀行、島根銀行、トマト銀行、
もみじ銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、福岡中央銀行、
佐賀共栄銀行、長崎銀行、熊本ファミリー銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、
南日本銀行、沖縄海邦銀行、八千代銀行

【計119銀行】

重要なお知らせ

[ホーム](#) [重要なお知らせ](#)

重要なお知らせ

平成23年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金払出しについて

今般の震災を受けて、現在、被災地を中心に、預金者御本人の死亡や行方不明時に、当面の生活資金等を目的として、親族等御本人以外への預金払出しに関し、柔軟な対応を求める声が多く寄せられております。このような場合には、適正・公正な相続の確保の観点から、本来、法定相続人を戸籍で確認する等の手続きを経たうえで、進められる必要があります。

しかしながら、会員銀行の中には、今般の被災者の方々の危機的状況を鑑み、銀行独自の経営判断で、例えば、預金者の親族に限定し、預金者御本人の氏名、生年月日や来店者の本人確認、預金者との関係等の事実を確認したうえで、ご事情を踏まえ、きめ細かく、弾力的な対応に努めているところもございます。

全国銀行協会では、すでに本対応を実施している銀行における取組みの継続を促すと共に、これらの取組みを参考事例(別紙 PDF 参照)として会員各行に周知し、柔軟な取組みを行うよう要請しております。

[親族等本人以外への預金払出しの主な事例 PDF](#)

以上

＜親族等本人以外への預金払出しの主な事例＞

事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※）	払出し金額	備考	銀行
一般	親族 （親・子ども・配偶者に限定）	親族と面談の上 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「預金者との関係」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	A 行
	<行方不明の場合> 親族 （行員が面識ある親・子どもに限定）	親族と面談の上、事情を確認	必要な金額		B 行
	<行方不明の場合> 親族 （推定相続人に限定）	推定相続人と面談の上、 「預金者本人の情報」「行方不明の状況」 「預金者との関係、ご家族の状況」を確認	一人当たり 30 万円まで	・例えば、三人からの申出であれば計 90 万円まで払出し	C 行
生活費の払出し	親族 （親・子ども・配偶者で同一生計の者）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明等に対応。 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	当面の生活費		E 行
入院費用の払出し	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」等を確認	当面の入院費	・本来は行員が病院を往訪し、預金者と面談の上対応 ・上記対応が不可な場合、左記対応を実施	E 行
葬儀費用の払出し	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上 「預金者本人が亡くなられた状況」 「必要な費用」等を確認	葬儀費用 （100 万円程度）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上、 「死亡を確認できる書類」「葬儀費用」等を確認	葬儀費用 （請求額の範囲内）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	B 行

（※）相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施

＜親族等本人以外への預金払出しの主な事例（追加）＞

事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※）	払出し金額	備考	銀行
一般	配偶者または成年の子	預金者本人との関係がわかる書類の受理（健康保険証等）	原則 30 万円まで	・他行への振込に限定	F 行
	親族（親・子供・配偶者等同居家族）	預金者の住所、氏名、生年月日、連絡先（電話番号）を確認	原則 10 万円まで	・左記以外は個別対応	G 行
	親族（合理的理由があれば親族以外も可）	「預金者本人の住所・氏名・生年月日等」「預金者との関係」「預金者が来店できない合理的理由」	原則 10 万円まで	・左記以外についても事情をお伺いしたうえで柔軟な対応を実施	H 行
	親族等（家族以外の来店者も含む）	家族とそれ以外の者に区分し、以下の条件を考慮し払出可否および上限金額を決定 ・通帳・届出印の有無 ・本人確認書類（本人、来店者）の有無 ・電話等による預金名義人の意思確認の有無	条件に従って下記上限を設定 ・全額 ・100 万円 ・10 万円	・遠隔地に避難している等により、家族以外の者による払出が発生する可能性も考慮	I 行
	親族（親・子・配偶者）	通帳・印鑑・本人確認書類を所持している場合とない場合に分けて対応 （例） ・請求人から名義人との関係、取引内容、家族構成など名義人に関する情報を聴き取る ・請求人から名義人の漢字氏名・住所・生年月日・届出電話番号・取引内容のほか、家族のみが知りうる事項を聴き取る	合理性のある必要な金額	・預金者が行方不明の場合にも対応 ・事業主で従業員給料支払など合理性のある必要な金額にも対応 ・上記以外についても、事情を聴き取り柔軟に対応	J 行
	親族等	・通帳、届出印の有無の確認 ・親族であることの確認 ・依頼人の本人確認 ・避難先の確認 ・電話等による本人の意思確認	通帳、届出印があり、留意点の他の事項が確認できれば必要に応じた金額	以下の場合に対応 ・預金者が高齢・病気で避難先から出られない ・預金者が仕事で来店できない ・預金者（子供名義）の両親	K 行

		・資金の必要性		留意点の確認においては、できる限りの手段を講じて対処し、金額においても、事情を聴取し人道的見地を重視し、柔軟に対応	
	手続き上、特段特定せず、個別に判断	来店者と面談の上、被災状況・事情等を確認	原則 10 万円まで	・相談を受けた営業店が本部の専用照会窓口宛て照会し、本部側で個別案件毎に対応可否を検討	L 行
	親族（親・子ども・配偶者に限る）	・来店した親族の確認資料 ・預金者本人とのつながりを確認できる資料（持参していない場合は、面談のうえ、預金者との関係等を確認。また、預金者本人の住所・氏名・生年月日等を聴き取りし、登録内容との一致を確認。）	特例支払として、1 日 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で、柔軟な対応を実施	M 行
生活費の払出し	親族（配偶者等）	・預金名義人の情報（預金者の住所、氏名、生年月日等を含む）・関係および本人確認（運転免許証、保険証等）を実施 ・状況に応じて預金者本人の預金払戻しの意思確認を実施	原則 10 万円まで	・手続等で定められていない事象が生じた場合は個別対応	N 行
入院費用の払出し	親族等（家族以外の来店者も含む）	本人との連絡が取れず、意思確認が出来ない状態においては手続者の本人確認書類の有無等、一定の条件を満たした場合、一定金額を限度として支払	上限 10 万円	・入院等により、本人・家族以外の来店者による払出を想定	I 行
	親族（親・子ども・配偶者に限る）	・来店した親族の確認資料 ・預金者本人とのつながりを確認できる資料（持参していない場合は、面談のうえ、預金者との関係等を確認。また、預金者本人の住所・氏名・生年月日等を聴き取りし、登録内容との一致を確認。）	特例支払として、1 日 10 万円まで	・入院先に事実関係を確認	M 行
葬儀費用	親族（親・子供・配偶者）	死亡された親族の預金の払出しについては、	都度判断		G 行

の払出し	等同居家族)	原則、相続預金の取扱となることを説明し、 最大でも法定相続分が基本となることをご 理解いただく			
	相続人前提	「やむを得ない理由」を確認したうえで対応	右記	・払出し金額は、申出人から徴求する請求 書もしくは領収書の記載金額	H行
	家族等(親・子・配偶者)	死亡診断書、火葬許可証などを確認 他は「一般」の留意点と同じ	葬儀業者の請求 書等の金額の範 囲内		J行
	相続人前提	・新聞、被災地役場のホームページで確認 ・相続人であることの確認 ・依頼人の本人確認	葬儀費用として は地域相場を想 定(領収書等で確 認)。また、被災 者事情にも配慮	・行政そのものも被災しており、死亡証明、 戸籍等証憑書類が取れず、相続人全員の 確認は困難な状況 ・生活資金をあわせ払出す場合は1か月 10万円程度	K行
	法定相続人(配偶者、子 供、親など)	遺族と面談の上 「預金者の死亡を確認できる書類」、「法定相 続人であることが確認可能な書類」、「葬儀費 用額が確認可能な書類」等を確認	葬儀費用	・上記「一般」と同じ ・特に、確認書類については、被災状況を お伺いした上で、柔軟な対応を検討	L行

(※) 相続対象者であればその確認等の他、来店者の本人確認を実施

平成23年4月7日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

平成23年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金の払出しについて

このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今般の震災を受けて、現在、被災地を中心に、預金者ご本人の死亡や行方不明時に、当面の生活資金等を目的として、親族等ご本人以外への預金の払出しに関し、柔軟な対応を求める声が寄せられております。

このような場合には、適正・公正な相続の確保の観点から、本来、法定相続人を戸籍で確認する等の手続きを経たうえで進められる必要があります。

しかしながら、会員信用金庫の中には、今般の被災者の方々の危機的状況を鑑み、独自の経営判断で、たとえば、預金者のご親族に限定し、預金者本人の氏名、生年月日や来店者の本人確認、預金者との関係等の事実を確認したうえで、ご事情を踏まえ、弾力的な対応に努めている事例もございます。

本会といたしましては、こうした弾力的な対応を行っている金融機関の取り組みを参考事例（別添ご参照）として会員信用金庫に周知しました。引き続き被災者の方々の生活資金の確保に対し積極的な取り組みを進めてまいります。

以 上

【お問合せ先】

業務部：03-3517-5713

広報部：03-3517-5722

<別添資料：親族等本人以外への預金払出し事例>

1. 払出し対象

(1) 親族の場合

- ①親・子ども・配偶者に限定
- ②同居者に限定
- ③職員が面識のある親・子どもに限定（行方不明の場合）
- ④推定相続人に限定（行方不明の場合）

(2) 遺族の場合

親・子ども・配偶者などに限定

2. 払出し金額

- ①原則10万円まで
- ②葬儀費用（100万円程度）
- ③当面の生活費
- ④当面の入院費

3. 払出し手続き時の留意点

(1) 親族の場合

- ①面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」「同居の有無」等を確認
- ②面談のうえ、事情を確認

(2) 遺族

遺族と面談のうえ、「預金者が亡くなられた状況」や「必要な費用」等を確認
※相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施

4. その他の事由

預金者本人が死亡・行方不明・入院等により来店できない場合などでも対応

以上

平成 23 年 4 月 7 日

各 位

社団法人 全国信用組合中央協会

平成 23 年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金払出しについて

この度の東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今般の震災を受けて、現在、被災地を中心に、預金者ご本人の死亡や行方不明時に、当面の生活資金等を目的として、親族等ご本人以外への預金払戻に関し、柔軟な対応を求め声が寄せられております。このような場合には、適正・公正な相続の確保の観点から、本来、法定相続人を戸籍で確認する等の手続きを経た上で、進められる必要があります。

しかしながら、会員組合の中には、今般の被災者の方々の危機的状況を鑑み、組合独自の経営判断で、例えば、預金者のご親族に限定し、預金者本人の氏名、生年月日や来店者の本人確認、預金者との関係等の事実を確認した上で、ご事情を踏まえ、弾力的な対応に努めている組合もございます。

全国信用組合中央協会といたしましては、こうした弾力的な対応を行っている金融機関の取組みを参考事例(別添ご参照)として会員組合に周知しました。引き続き被災者の方々の生活資金の確保に対し積極的な取組みを進めてまいります。

以上

【お問合せ先】

経営管理部:03-3567-2457

広 報 部:03-3567-2452

<別添資料：親族等本人以外への預金払出し事例>

1. 払出し対象

(1) 親族の場合

- ①親・子ども・配偶者に限定
- ②同居者に限定
- ③職員が面識のある親・子どもに限定（行方不明の場合）
- ④推定相続人に限定（行方不明の場合）

(2) 遺族の場合

親・子ども・配偶者などに限定

2. 払出し金額

- ①原則10万円まで
- ②葬儀費用（100万円程度）
- ③当面の生活費
- ④当面の入院費

3. 払出し手続き時の留意点

(1) 親族の場合

- ①面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」「同居の有無」等を確認
- ②面談のうえ、事情を確認

(2) 遺族

遺族と面談のうえ、「預金者が亡くなられた状況」や「必要な費用」等を確認
※相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施

4. その他の事由

預金者本人が死亡・行方不明・入院等により来店できない場合などでも対応

以上

重要なお知らせ

ホーム [重要なお知らせ](#)

重要なお知らせ

東日本大震災に係る被災者預金口座照会制度の創設について

平成23年5月31日更新

全銀協では、今回の震災によりお亡くなりになられたお客さまや行方不明になられたお客さまの預金口座について、その取引金融機関がわからないためにお困りのご遺族やご親族からの要望を踏まえ、そのようなご遺族・ご親族が、当該預金者の口座の有無を一括して照会できる窓口を4月28日(木)から設けました。

照会窓口の概要は下記のとおりです。

記

1. 相談窓口

被災者預金口座照会センター

[電話番号]0120-751557(フリーダイヤル)

[受付時間] 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

2. ご照会いただける金融機関

原則、国内に本支店を有する銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、農業協同組合(含む連合会)、漁業協同組合(含む連合会)、商工組合中央金庫(詳細は別紙 [PDF](#) のとおり)

(※) 下線部分に関するご照会は5月31日(火)から受付を開始しました。

3. ご照会いただくに当たっての留意事項

- A. 本センターをご利用いただける方は、東日本大震災によってお亡くなりになった方のご遺族、もしくは行方不明の状態にある方のご親族の方(配偶者・親・子・兄弟姉妹・孫)に限らせていただきます。
- B. ご照会にあたってご提供いただいた照会者および預金者の個人情報につきましては、お取引の有無を確認するため、本制度に参加する照会対象となった金融機関・団体に提供されます。
- C. 本センターを通じて確認いただけるのは、預金取引(金銭信託取引を含む)に限らせていただきます。
- D. お取引が確認できた場合には、ご照会いただいてから10営業日を目的に、取引のある金融機関からご連絡いたしますが、お取引が確認できない場合には、ご連絡できませんのであらかじめご了承ください。
- E. 電話回線の状況やご照会の集中などの影響で、該当口座がある場合のご連絡が、想定日数よりもかかる場合があります。また、ご不在等により連絡がつかない場合には、ご照会いただいた日から20営業日までにはご連絡いたしますが、それ以降のご連絡は致しかねますのであらかじめご了承ください。
- F. 取引のある金融機関から連絡する際は、該当口座があることとの連絡にとどまり、残高等お取引内容は金融機関における所定の手続きを経たのちにお伝えさせていただくこととなります。そのため、お手続きをとっていただいたにもかかわらず、預金残高がご期待に沿わない金額である可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
- G. 該当する預金者の口座がある場合でも、ただちに当該金融機関において預金の払戻しを受けられるということではなく、各金融機関所定の手続きが必要となります。
- H. センターへのご照会后、該当する可能性のある金融機関から、直接、追加的な情報をお尋ねする場合があります。
 1. ご提供いただく情報の内容等によっては、照会をお受けできない場合があります。

以上

平成23年5月30日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

東日本大震災に係る「被災者預金口座照会制度」への参加について

東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

社団法人全国信用金庫協会では、この度の東日本大震災によりお亡くなりになられたお客さまや行方不明になられたお客さまの預金口座について、ご遺族やご親族が当該預金者の預金口座の有無を一括して照会できる、一般社団法人全国銀行協会が創設した「被災者預金口座照会制度」に、5月31日（火）から参加することといたしました。

同日以降、以下の「被災者預金口座照会センター」において、信用金庫の預金口座についてもご照会いただけますので、ご報告申し上げます。

全国銀行協会が運営する「被災者預金口座照会センター」 [電話番号] 0120-751557（フリーダイヤル） [受付時間] 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
--

※詳しくは、次の全国銀行協会ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/05/30150000.html>

以 上

平成23年5月30日

各 位

社団法人 全国信用組合中央協会

東日本大震災に係る「被災者預金口座照会制度」への参加について

この度の東日本大震災においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

社団法人全国信用組合中央協会では、この度の東日本大震災によりお亡くなりになられたお客さまや行方不明になられたお客さまの預金口座について、ご遺族やご親族が当該預金者の預金口座の有無を一括して照会できる、一般社団法人全国銀行協会が創設した「被災者預金口座照会制度」に、5月31日（火）から参加することといたしました。

同日以降、以下の「被災者預金口座照会センター」において、信用組合の預金口座についてもご照会いただけますので、ご報告申し上げます。

全国銀行協会が運営する「被災者預金口座照会センター」
[電話番号] 0120-751557（フリーダイヤル）
[受付時間] 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

※詳しくは、次の全国銀行協会ホームページをご覧ください。

URL : http://www.zenginkyo.or.jp/topic/account_inquiry/index.html

以 上

本人開示の手続きについて

[ホーム](#) [全国銀行個人信用情報センター](#)

平成23年6月15日

東日本大震災への対応(本人開示手数料等)について

この度の東日本大震災においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

今般、東日本大震災において被災された皆さまの状況等に鑑み、以下の方を対象に本人開示(来所・郵送)の手数料を無料とさせていただきますこといたしましたので、お知らせいたします。

また、本人申告については従来から手数料を頂戴しておりませんが、同様に以下の方を対象に郵送による返信用切手を不要とさせていただきますこといたしました。

1. 対象者について

各市区町村発行の「**り災証明書**」をご提示・ご提出の**ご本人さま**

2. 費用について

本人開示手数料: 来所および郵送ともに「**無料です**」

郵送による本人申告の返信用切手: 「**不要です**」

3. 手続きについて

本人開示のお客さま

【来所】本人開示をご希望される際の手続き書類および「**り災証明書**」の**原本**をご提示ください。

【郵送】本人開示をご希望される際の手続き書類および「**り災証明書**」の**コピー(1部)**をご同封ください。

郵送による本人申告のお客さま

本人申告をご希望される際の手続き書類および「**り災証明書**」の**コピー(1部)**をご同封ください。

4. 取扱い開始日・期間について

平成23年6月15日(水)から1年間

※ 受付時間: 月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く)
10:00～12:00/13:00～16:00

〔お問い合わせ先〕

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

※ 携帯電話等からおかけになる場合には、03-3214-5020までお願いします(通話料がかかります)。

電話受付時間: 月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く)

9:00～12:00/13:00～17:00

以上



ニュースリリース

「東北地方太平洋沖地震」への対応について

平成23年3月14日

生命保険協会
会長 渡邊 光一郎

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

生命保険協会では、本日、大地震対策本部役員会を開催し、今回の地震災害への対応として、会員各社との連携のもと以下の対応策を実施することを決議いたしました。

1. 地震による免責条項等の不適用の検討
2. 義援金の3億円の寄贈
3. 全国紙および地方紙へのお見舞い広告の出稿
4. 各社におけるお客さまからの相談窓口一覧に関する広告の実施

なお、災害救助法適用地域の指定に伴い、被災されたお客様のご契約については、以下の取扱いを行うこととしております。

1. 保険料払込猶予期間の最大6ヶ月間の延長
2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払

生命保険業界としましては、上記のような対応策の実施とともに、今後も皆さまからのお問い合わせやご照会に親身にお応えし、被災された方々が一刻も早くご安心いただけるよう全力で支援してまいります。

被災地の皆さまの安全と被災地域の日も早い復興を心より祈願しております。

以上

保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

平成23年4月27日


今回の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。


各生命保険会社では、今回の地震により被災されたお客さまへの特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長(最長6ヶ月間)を実施しておりますが、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施することといたします。

記

- ① 保険料払込猶予期間の再延長
 - ・ 災害救助法適用地域のお客さまからのお申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を更に3ヶ月間延長いたします。
(実施済の6ヶ月と合わせ、最長で平成23年12月末までの延長となります)
- ② 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い
 - ・ 保障をご継続されるためには、上記①の猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までに払込みいただく必要がございます。
 - ・ しかしながら、上記期日までに猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合には、平成24年1月より継続して保険料を払込みいただくことにより、①の猶予期間分の保険料の払込期日を平成24年10月末日までといたします。
 - ・ ①の猶予期間分の保険料については、分割して払込むことも可能です。

※ 本取扱いは、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に通常通りの払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

※ ①の取扱、②による猶予した保険料の払込みに関すること等、詳細につきましては、[各社窓口](#)  へお問い合わせください。

(別紙) [保険料払込猶予期間の再延長等の取扱\(月払の場合\)](#) 

以上

保険料払込猶予期間の再延長等の取扱(月払の場合)

別紙

(1)通常の保険料払込猶予期間

	平成23年												平成24年											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険料払込期間	2月分	3月分	4月分	
保険料払込猶予期間	↳	2月分	3月分	4月分	

(2)最長6ヶ月の保険料払込猶予(現在実施中の特別取扱)

	平成23年												平成24年											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険料払込期間	2月分	3月分	4月分	8月分	9月分	
保険料払込猶予期間		↳	2月分～8月分の保険料を9月末まで払込猶予					9月分	10月分	

保障を継続するためには9月末日までに猶予期間分の保険料(2月分～8月分まで)をお払い込みいただくことが必要

(3)今回の措置(最長9ヶ月の払込猶予+猶予した保険料の払込に関する特別取扱)

	平成23年												平成24年											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険料払込期間	2月分	3月分	4月分	8月分	9月分	10月分	11月分	
保険料払込猶予期間		↳	2月分～11月分の保険料を12月末まで払込猶予【①】								
猶予期間分の保険料払込												平成24年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことを要件として、【①】で猶予した保険料(分割払込も可能)と平成23年12月以降の通常の保険料を順次払込み												

最長19ヶ月間の特別取扱

お知らせ
このたびの地震により被災された皆様へ
最新情報
ニュースリリース
懸賞・公募
協会からのお知らせ
各社ニュースリリース
損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください
みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

被災者への継続手続き・保険料払い込みの猶予期間の見直しについて (2011.4.8)

損害保険各社では、被災者の皆様のご契約について、東日本大震災発生日以降、お客様保護の観点から、お客様の罹災状況に応じ、各種対応（特別措置）を行っております。

このうち、継続契約の手続き猶予および保険料の払込み猶予の対応（特別措置）について被災されたご契約者の皆様にとってよりわかりやすくさせていただくために猶予期間の見直しを行うことといたしました。見直し後の猶予期間は以下のとおりです。

なお、対応（特別措置）の詳細については、各社の窓口にお問い合わせください。

	継続契約の 締結手続き猶予	保険料の 払込み猶予
自賠責保険以外 ※自動車保険、 火災保険、 傷害保険など	最長2011年9月末日まで (注)	最長2011年9月末日まで (注)
自賠責保険	車検の有効期間の伸長に 合わせて1か月または2か月 (最長2011年5月11日まで)	2011年9月末日まで (注)

(注) これまでは、地震発生日から最長6か月としておりましたが、2011年9月末日まで延長しました。

以上



ニュースリリース

災害地域生保契約照会制度の開始について

平成23年4月1日

今回の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

生命保険協会では、今回の地震により被災されたお客さまが、加入していた生命保険会社がわからず保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行う対応（災害地域生保契約照会制度）を本日より開始することといたしました。

当制度を運営するため、生命保険協会内に新たに「災害地域生保契約照会センター」を設置し、同センターが窓口となり、生命保険協会加盟会社全社に生命保険契約の有無に関する調査依頼を行います。該当の生命保険契約がある場合は原則としてご加入の生命保険会社からご連絡をさせていただきます。

生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」

フリーダイヤル 0120-001731

【受付時間】月～金曜日（祝日を除きます）9:00～17:00

※制度に関するお問い合わせは最寄りの生命保険協会地方事務室、生命保険会社でもお受けしております。

【ご回答までの流れ】

- ・ ご契約の調査を行うため、お知らせいただいた情報は各生命保険会社および生命保険協会に提供されます。
- ・ ご契約が確認できた場合はご加入されている生命保険会社からご連絡いたします。
 ※ただし、ご契約が確認できた場合でも、ご照会いただいた方が生命保険金の受取人ではなく他に受取人に指定されている方がいる場合など、プライバシー保護の観点からご照会いただいた方にご契約の内容についてお答えできない場合がございます。
- ・ いずれの加盟会社にもご契約がない場合は、その旨をご照会いただいた方に生命保険協会からご連絡いたします。

📌 [災害地域生保契約照会制度に関するQ&A](#)

📌 [「東日本大震災」についてはこちらをご覧ください。](#)

お知らせ

[このたびの地震により被災された皆様へ](#)

[最新情報](#)

[ニュースリリース](#)

[懸賞・公募](#)

[協会からのお知らせ](#)

[各社ニュースリリース](#)

[損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください](#)

[みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会](#)

3月28日(月)から「地震保険契約会社照会センター」を開設します(2011.3.25)

社団法人 日本損害保険協会(会長 鈴木 久仁)では、今回の地震により被災された地震保険のご契約者等に迅速に保険金をお支払いするための体制の構築に努めております。

このたび、3月28日(月)から、「地震保険契約会社照会センター」を開設することといたしました。「地震保険契約会社照会センター」では、地震保険を契約した損害保険会社が不明の場合や、保険証券を紛失した場合に、ご連絡をいただければ、契約の損害保険会社を確認するサービスを行います。

同サービスは、3月19日(土)から「そんがいほけん相談室」においてもすでに実施しておりましたが、「地震保険契約会社照会センター」として専用ダイヤルを新設することにより、今まで以上に充実した対応を行ってまいります。

今後とも、損害保険業界としては、ご契約者や被災地の皆さまへの親切・丁寧なご対応など、全力を挙げて取り組んでまいります。

契約会社照会・専用ダイヤル

社団法人 日本損害保険協会

地震保険契約会社照会センター フリーダイヤル 0120-501331

【受付時間】 月～金曜日(祝日は除きます) 9:00～17:00

※「そんがいほけん相談室」においても、引き続き同サービスは行います。

※照会にあたっての留意事項は、以下のとおりです。

- 地震保険をご契約の損害保険会社の照会に限らせていただきます。
- ご契約を確認するために、お知らせいただいた情報は、各損害保険会社および日本損害保険協会に提供されます。
- 地震保険のご契約が確認できた場合は、ご契約の損害保険会社からご連絡いたします。
- ご契約内容とお知らせいただいた情報が異なる場合や共済等のご契約の場合は、ご契約を確認することができません。
- ご照会いただいてから7営業日を目処に確認いたしますが、ご契約を確認することができない場合はご連絡することができませんので、あらかじめご了承ください。

お知らせ

このたびの地震により被災された皆様へ

最新情報

ニュースリリース

懸賞・公募

協会からのお知らせ

各社ニュースリリース

損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください

みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

3月28日(月)から地震保険の契約会社照会を各損害保険会社にて受付致しません(2011.3.25)

社団法人 日本損害保険協会(会長 鈴木 久仁)では、今回の地震により被災された地震保険のご契約者等に迅速に保険金をお支払いするための体制の構築に努めております。

このたび、3月28日(月)からは、損害保険各社においても、地震保険を契約した損害保険会社が不明の場合や、保険証券を紛失した場合に、ご連絡をいただければ、契約の損害保険会社をお調べできる体制といたしました。

今後とも、損害保険業界としては、ご契約者や被災地の皆さまへの親切・丁寧なご対応など、全力を挙げて取り組んでまいります。

契約保険会社が不明な場合の照会窓口 ※3月28日(月)以降

1.社団法人 日本損害保険協会

地震保険契約会社照会センター フリーダイヤル 0120-501331

【受付時間】 月～金曜日 (祝日を除きます) 9:00～17:00

2.社団法人 日本損害保険協会

そんがいほけん相談室 フリーダイヤル 0120-107808

携帯・PHSからは 03-3255-1306

【受付時間】 月～金曜日 (祝日を除きます) 9:00～18:00

土・日曜日、祝日(当分の間) 9:00～17:00

3.損害保険各社(営業所・サービス拠点などの全店舗、コールセンターなど)

お知らせ
このたびの地震により被災された皆様へ
最新情報
ニュースリリース
懸賞・公募
協会からのお知らせ
各社ニュースリリース
損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください
みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

地震保険の契約会社照会について、 ホームページからの照会受付を開始します 【No.10-032】(2011.3.30)

社団法人 日本損害保険協会(会長 鈴木 久仁)では、地震保険を契約した損害保険会社が不明の場合や保険証券を紛失した場合に、ご連絡をいただければ契約の損害保険会社を確認する「地震保険契約会社照会センター」を開設しています。

このたび、上記センターの受付機能を拡充するため、**本日17:00より、新たに当協会ホームページ上からも地震保険の契約会社の照会受付を開始します。**

[地震保険契約会社照会申し込みページ](#)

ホームページからの照会受付にあたっての留意事項

留意事項(1)

このページから照会できるのは、**地震保険を契約している損害保険会社の確認のみ**です。(火災保険・傷害保険・自動車保険等のご照会については対応しておりません。)
また、このたびの地震で被災された家屋・家財の地震保険契約を対象としていますので、被災されていない家屋・家財の地震保険契約のお問い合わせはご遠慮ください。

留意事項(2)

このページから契約照会をお申し込みいただける方は、**ご契約者本人またはご親族の方のみ**です。

留意事項(3)

ご契約を確認するために、お知らせいただいた情報は、各損害保険会社および日本損害保険協会に提供されます。

留意事項(4)

お知らせいただいた情報に基づき、地震保険のご契約会社が確認できた場合は、**ご契約の損害保険会社から、ご契約者本人またはご親族の方**にご連絡いたします。

留意事項(5)

ご契約内容とお知らせいただいた情報が異なる場合や、共済等のご契約の場合は、ご契約の有無を確認することができませんので、ご了承ください。

留意事項(6)

照会のお申し込みをいただいた翌日から7営業日を目処に確認を行います。が、**ご契約を確認できない場合はご連絡できません。**

お知らせ
このたびの地震により被災された皆様へ
最新情報
ニュースリリース
懸賞・公募
協会からのお知らせ
各社ニュースリリース
損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください
みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

地震保険以外の契約会社照会についても ホームページからの照会受付を開始します 【No.11-006】(2011.5.11)

社団法人 日本損害保険協会(会長 鈴木 久仁)では、このたびの地震や津波の被災者の方々が、自動車保険や傷害保険、火災保険など地震保険以外の損害保険で、保険証券を紛失したなどの理由で、契約されている損害保険会社が不明のケースに対応するために、[下記リンク先のページから照会を受付ける取扱いを本日16:00から開始](#)します。

[保険契約会社照会申し込みページ](#)

これまで、地震保険についてのみホームページによる契約照会を受付けておりましたが、今回の地震・津波によって、自動車や建物を滅失された場合、被保険者が亡くなられた場合などで、契約している損害保険会社が不明なケースもあることから、これらの保険についてもホームページを通じて損害保険会社を照会できるよう、これまでの受付機能を拡充するものです。

なお、これまで同様、ご契約の損害保険会社がわからない場合には、各損害保険会社の営業所・サービス拠点などの店舗、コールセンターなどにご連絡いただければ、当協会を通じて全損害保険会社(一部共済を含む)に照会いたします。

ホームページからの照会受付にあたっての留意事項

留意事項(1)

このページでは、自動車保険や傷害保険、火災保険など地震保険以外の損害保険のご契約会社照会をお申し込みいただけます。
また、このたびの地震で被災された方の契約を対象としていますので、被災されていない方のお問い合わせはご遠慮ください。

留意事項(2)

このページからご契約会社照会をお申込みいただける方は、ご契約者本人・ご親族の方のみです。

留意事項(3)

ご契約を確認するため、お知らせいただいた情報は各損害保険会社(一部共済を含む)および日本損害保険協会に提供されます。(お知らせいただいた情報は、ご契約会社照会以外の目的で使用いたしません。)

留意事項(4)

ご契約会社が確認できた場合には、ご契約の損害保険会社等からご契約者本人またはご親族の方にご連絡いたします。

留意事項(5)

ご契約内容と、お知らせいただいた情報が異なる場合や、共済等のご契約の場合は、ご契約の有無を確認することができない場合があります。また、法人契約の場合には、確認ができない場合があります。

留意事項(6)

照会のお申し込みをいただいた翌日から7営業日を目処に確認を行います。ご契約を確認することができない場合はご連絡できませんので、ご了承ください。

トップ	お役立ち情報	お知らせ	防災・防犯・交通安全	統計・刊行物・報告書	協会のご案内	試験・研修・医療助成
-----	--------	-------------	------------	------------	--------	------------

トップ お知らせ ニュースリリース

お知らせ
このたびの地震により被災された皆様へ
最新情報
ニュースリリース
懸賞・公募
協会からのお知らせ
各社ニュースリリース
損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください
みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

地震保険金の早期お支払いに向けた対応について

1.航空写真・衛星写真を用いた効率的な「全損地域」の認定

2.お客様の自己申告に基づく損害調査の導入

【No.10-031】(2011.3.28)

社団法人日本損害保険協会(会長 鈴木久仁)では、東北地方太平洋沖地震をはじめとする一連の地震に関して、「地震保険中央対策本部」(以下、「中央対策本部」と記載)を立ち上げ、地震保険のご契約者に対して、早期に保険金をお支払するためのさまざまな取組みを行っております。

今般、「中央対策本部」では、以下の対応を実施しますのでお知らせします。

1.航空写真・衛星写真を用いた効率的な「全損地域」の認定について

航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、津波や火災によって壊滅的な被災を受けた街区(市街の一区画、ブロック)を「全損地域」として認定し、当該地域に所在する地震保険契約はすべて「全損」認定することとしました。

このたび、被災地の一部地域を「全損地域」として認定しました。今後、当協会のホームページ上で情報を公開していきます。

また、「全損地域」に該当する契約が否かについては、地震保険を契約している損害保険会社におたずねください。

2.お客様の自己申告に基づく損害調査の導入について

損害を被った木造建物や家財の損害調査につきまして、一定の条件に合致するものについて、従来の現場立会調査だけでなく、お客様にご承諾いただき、お客様の自己申告に基づく損害調査(書面による調査)を導入いたします。書面による調査を実施できる条件は下記のとおりとなりますので、保険金ご請求手続き等、詳細は、地震保険を契約している損害保険会社、代理店におたずねください。

書面による調査を実施できる条件

(1) 木造建物

「在来軸組工法の建物※1」の損害で「一部損※2」に該当すると見込まれる事案

※1 いわゆる一般的な木造建物をいいます。枠組壁工法(「ツーバイフォー工法」)等の建物は、木造建物であっても本取扱いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

※2 主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、その建物の保険価額(門、塀または垣の保険価額は含まない)の3%以上20%未満である損害をいいます。

(2) 生活用動産(家財)

「生活用動産(家財)※3」の損害で「一部損※4」に該当すると見込まれる事案

※3 収容建物の構造を問いません。

※4 損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。

【注1】

建物、生活用動産(家財)とも、書面による調査の結果、損害程度が一部損と認定された場合のみ本取扱いでの保険金支払い対象となります。書面による調査によって、損害割合が半損以上となる可能性がある場合等は、現場立会調査を実施することとなります。

【注2】

建物が傾きがある場合、地盤に損害がある場合、内壁および床組に著しい損傷がある場合は本取扱いの対象外であり、現場立会調査を実施させていただきます。




未成年者生保支援ネットワークの創設について

平成23年6月17日

今回の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

生命保険協会では、今回の震災により親その他親権を有する方の全員を亡くされた未成年者(以下、「震災孤児」)に対して生命保険金を適切にお支払いすること等を目的として、行政機関、弁護士会等のご協力を得て、関係者間による情報連携のためのネットワーク(「未成年者生保支援ネットワーク」)を創設しました。

ネットワーク参加者は、震災孤児またはその後見人の方等から生命保険に関する相談があり、参加者自身で対応することが困難な事項が生じた場合などにおいて、生命保険金のお支払に必要な手続のご相談先やその他の震災孤児への支援事項等に関するご相談先等の紹介を行うことができます。

ネットワーク参加者の震災孤児への支援事項等の一覧については、[こちら](#)  をご参照ください。

<ネットワーク参加者一覧(平成23年6月17日現在)> ※ネットワーク登録順

- ・ 福島県中央児童相談所
- ・ 岩手弁護士会
- ・ 仙台弁護士会
- ・ 岩手県(保健福祉部児童家庭課)
- ・ 福島県弁護士会(予定)
- =====
- ・ 生命保険協会
- ・ 生命保険協会加盟会社全社(生命保険会社)

以上

お知らせ

このたびの地震により被災された皆様へ

最新情報

ニュースリリース

懸賞・公募

協会からのお知らせ

各社ニュースリリース

損害保険会社等を名乗る業者にご注意ください

みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会

地震保険を漏れなくお支払いするための取り組み 【No.11-015】(2011.6.10)

このたびの東日本大震災によって被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

社団法人 日本損害保険協会では、このたびの震災で被災された地震保険のお客様に保険金を漏れなくお支払いするために、地震保険の保険金のご請求手続きについて、被災地の地方テレビ局12局において、6月12日(日)から下記のとおりCMを放送します。

また、当協会ではこれまでも、新聞、ラジオ、ポスターチラシを活用したご案内も実施しています。

放映エリア・局

岩手県: テレビ岩手、岩手放送、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ
宮城県: 宮城テレビ放送、東北放送、仙台放送、東日本放送
福島県: 福島中央テレビ、テレビユー福島、福島テレビ、福島放送

放映GRP

各県2,000GRP

放映概算本数

岩手県: 110本
宮城県: 115本
福島県: 115本

放映期間

6月12日(日)夕刻～16日(木)および6月19日(日)夕刻～23日(木)

放映秒数

30秒

絵コンテ

[絵コンテ「地震保険のご請求について篇」\(PDF 4.01MB\)](#)

これまでに実施したご案内

社団法人日本損害保険協会では、このたびの震災で被災された地震保険のお客様に保険金を漏れなくお支払いするために、地震保険の保険金のご請求手続きについて、新聞、ラジオ等で以下のとおりご案内しています。

媒体	概要
新聞	3月14日・22日・31日、4月21日、5月3日・8日・16日・24日に被災地の地方新聞紙などを中心に広告出稿
ラジオ	4月7日・11日・12日・13日に被災地の地方ラジオ局などを中心にCM出稿
ポスター	A1判ポスターを約48,000枚、A2判ポスターを約30,000枚作成し、各損害保険会社や被災地の消費生活センター、避難所などに配布
チラシ	A3判(2つ折)のチラシを約546,000枚作成し、各損害保険会社や被災地の消費生活センター、避難所などに配布

以上

<お知らせ>

平成 23 年 3 月 28 日
株式会社日本信用情報機構

東北地方太平洋沖地震の被災者に係る信用情報への対応について

3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された地域の皆さま、ならびにご関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社日本信用情報機構は、この度の地震により被災地域の顧客（ローンやクレジットカードをご利用されている方々）が約定通りの返済または支払を行うことに困難な状況が生じていること、および加盟会員（ローン会社、クレジットカード会社等）の一部において当社への信用情報の登録更新に困難な状況が発生していることに鑑み、加盟会員に対して以下の対応を行う旨を通知いたしましたので、お知らせいたします。

1. 延滞情報の取り扱いについて

加盟会員が被災地域の顧客に対して返済または支払を猶予した場合は、当社が定める延滞情報の登録基準（入金予定日から3ヶ月以上何ら入金がないこと。）に該当しない取り扱いとすること。

2. 信用情報の正確性・最新性が確保されていない旨を表す情報の提供について

被災地域の加盟会員が信用情報の登録更新を行うことが困難な場合は、当社が当該信用情報に正確性・最新性が確保されていない旨を表す情報を付加し、当該信用情報について照会を行った他加盟会員に提供すること。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

①消費者の方 : 消費者部 / 電話 0120-441-481 (携帯可)

②報道機関の方 : 経営企画部 広報グループ / 電話 03-6701-0314

※受付時間 (月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く))

① : 10:00～12:00/13:00～16:00 ② : 9:00～17:00

「東北地方太平洋沖地震」における信用情報の取扱いについて

> [開示制度について](#)

> [開示報告書について](#)

> [本人申告制度について](#)

> [CICが保有する信用情報](#)

> [会員による信用情報の利用](#)

> [その他](#)

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆様ならびに関係者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

東北地方太平洋沖地震の発生以降、行政当局では、クレジット会社や貸金業者等に対して、今回の地震において被災された皆様方よりクレジットやローンのお申込みや支払条件の変更申込等があった場合は、柔軟かつ適切な対応を図る旨の要請をされております。

この趣旨を踏まえ、当社では、加盟するクレジット会社・貸金業者等(加盟会員)に対して以下の対応を行う旨を通知いたしましたので、お知らせいたします。

1. 延滞情報の取扱いについて

加盟会員が被災地域の顧客に対して、返済又は支払いの猶予を行った場合は、その旨を当社へ正しく登録することとし、当社が定める延滞情報の登録基準(入金予定日から3ヶ月以上何ら入金がないこと。)に該当した場合であっても、加盟会員は当該契約に係る信用情報を延滞情報として登録しないこと。

2. 信用情報の正確性・最新性が確保されていない旨を表す情報の提供について

被災地域の加盟会員が当社に信用情報の登録更新を行うことが困難な場合に、当該加盟会員の顧客の信用情報について、他加盟会員から照会があった場合は、当社は、正確性・最新性が確保されていない旨を表す情報を付加して提供すること。

なお、お客様からのご相談・お問い合わせは、以下のフリーダイヤルにて受付を行っております。

フリーダイヤル 0120-810-414

受付時間 平日10:00～12:00/13:00～16:00(土日・祝日除く)

※(株)シー・アイ・シー HPより抜粋

<http://www.cic.co.jp/information/2011/03/post-25.html>

ホーム > 広報活動 > お知らせ > 会長通牒「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」及び「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」の公表について

お知らせ

会長通牒「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」及び「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」の公表について

[掲載日] 2011年03月30日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による災害で直面している監査上の問題に対処するため、検討を進めてまいりました。

本日、これまでの検討結果を別紙のとおり、会長通牒「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」及び「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」として公表いたしました。

本通牒は、東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査上の留意事項として、現行の会計基準及び監査基準を踏まえ、取りまとめたものであります。

なお、各項目の具体的な内容については、添付をご参照ください。

委員会報告等の詳細な内容をご覧になるには、日本公認会計士協会著作権規約をお読みいただき、当規約にご同意いただく必要があります。

日本公認会計士協会がウェブサイト上で公表する委員会報告、委員会研究報告、委員会研究資料、問答集、業務本部審理情報(旧リサーチ・センター審理情報)、リサーチ・センター審理ニュース等の公表物の著作権は日本公認会計士協会に帰属します。

これらの公表物の全部又は一部について、事前に文書によって日本公認会計士協会から許諾を得ることなく、協会編集以外の印刷物、協会主催以外の研修会資料、電子的媒体、その他いかなる手段による場合においても、複製、転載、頒布等を禁じます。

無断で使用した場合は、然るべき法的対応を取ることがありますので、ご注意ください。日本公認会計士協会がウェブサイト上で公表する委員会報告、委員会研究報告、委員会研究資料、問答集、業務本部審理情報(旧リサーチ・センター審理情報)、リサーチ・センター審理ニュース等の公表物の著作権は日本公認会計士協会に帰属します。

無断で使用した場合は、然るべき法的対応を取ることがありますので、ご注意ください。

同意する

東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について

平成 23 年 3 月 30 日
日本公認会計士協会
会長 山崎 彰 三

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害は、企業側の会計処理及び監査人側の監査対応に関して様々な困難をもたらすことが予想されるため、監査人の立場から現行の会計基準及び監査基準を踏まえ監査上の留意事項を取りまとめたので、会員におかれては監査実施に際して参考とされたい。

I 今回の災害に関する監査対応の基本的な考え方

今回の災害は、日本企業に多い 3 月決算の期末日直前（2 月決算においては期末日直後）に発生し、かつ、極めて甚大なものである。そのため、会計処理に際しての事実確認や金額の合理的な見積りにおいては、時間的制約等もあり多くの困難を伴う場合が想定される。

監査の目的は、企業が作成した財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づき監査意見を表明することにある。今回のような期末日に近い時期に甚大な災害が発生した場合、平常時であれば入手可能な監査証拠が得られないことがあるため、監査手続の選択や入手し得る監査証拠の証拠力が監査上の重要なポイントとなる。特に、会計上の見積りの合理性については、適切に判断すべきであるが、今回の災害発生状況から判断し、それぞれの会計事象に係る会計基準が想定する事実確認や見積りの合理性要件と比較し、ある程度の概算による会計処理も合理的な見積りの範囲内にあるものと判断できる場合もあると考えられる。

監査上の留意点としては、災害後に決算日が到来する会社について、データ収集や会計上の見積りに関して困難なケースも想定されるが、そうした状況の下での合理的な損失等の見積りが財務諸表に適切に反映された上で、データ収集や会計上の見積りの制約に関する重要な事項が注記において適切に開示されていることを確かめる必要がある。

また、監査手続に関して、一部監査手続の実施に制約がある場合でも、他の監査手続から得た証拠、内部統制の状況及び過去の監査結果なども含め入手した証拠を総合的に評価した結果、必要な心証を得ることができる場合は、重要な監査手続の制約とならない場合もあることに留意する必要がある。

以下に説明する事項は、この基本的な考え方を踏まえ、監査において通常対応する必要があると思われるものを列挙したものである。もとより、すべての事項を網羅したものではなく、これ以外の事項において判断が求められることはあり得る。その場合も以下に記載した内容を参考にさせていただきたい。

II 災害損失の範囲

平成7年3月27日に当協会から公表された「阪神・淡路大震災に係る災害損失の会計処理及び表示について」において、会計上の災害損失の範囲について直接・間接の損失の例示が挙げられている。今回の災害損失の基本的な考え方についても同様の理解が適当であると考え、その後の状況変化も考慮し以下のように整理した。

なお、これらはいくまで例示であるので、個々の監査局面においてはこれらを参考に監査対応を行うことになると考えられる。

- ① 固定資産（建物等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産、投資不動産等）や棚卸資産（商品等）の滅失損失
- ② 災害により損壊した資産の点検費、撤去費用等（以下「災害により損壊した資産の撤去費用等」という。）
- ③ 災害資産の原状回復に要する費用、価値の減少を防止するための費用等（以下「災害資産の原状回復費用等」という。）
- ④ 災害による工場・店舗等の移転費用等
- ⑤ 災害による操業・営業休止期間中の固定費
- ⑥ 被災した代理店、特約店等の取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）
- ⑦ 被災した従業員、役員等に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用

III 災害発生時である平成23年3月11日以後に決算日を迎える企業

1. 会計処理に係る事項

(1) 直接・間接に発生する損失

- ① 固定資産（建物等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産、投資不動産等）や棚卸資産（商品等）の滅失損失

固定資産や棚卸資産に生じた被災前の帳簿価額の全部又は一部の滅失損失は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

なお、固定資産や棚卸資産に対する損害保険の付保による保険金の受取りについて、仮に受取保険金の確定までにかかり時間を要する場合には、実務的対応と

して保険に関してその付保状況を注記において説明するケースが生じることが考えられる。

監査に際しては、固定資産・棚卸資産について、災害により画一的に虚偽記載のリスクが高まるわけではないことや、通常時の監査でも、精査等により利用可能なすべての情報を検証しているわけではなく、あくまで心証的な監査証拠に依拠するものとされていることに留意が必要である。また、監査証拠に関しては、実査に加え、質問・観察によるものや過去の監査結果・その他の情報など様々な手続によるものがあることに改めて留意し、「Ⅰ 今回の災害に関する監査対応の基本的な考え方」にあるとおり、適切に対応する必要がある。

② 災害により損壊した資産の撤去費用等

撤去費用等は、決算日までに実施されたものは未払金に計上し、また、決算日後に実施が予定されているものについては、企業会計原則注解（注 18）の要件を満たすことを条件に引当金として計上することになると考えられる。これらの撤去費用等又は引当金繰入額は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

監査に際しては、撤去費用等の見積りについて、十分かつ適切な監査証拠を基礎としてその合理性を評価することが適切であるが、監査基準委員会報告書第 13 号「会計上の見積りの監査」にあるとおり、経営者の見積りが、監査人の見積額の「許容範囲内にある場合には、監査人は、経営者の見積りが合理的であると判断する」こととされているので留意が必要である。

③ 災害資産の原状回復費用等

原状回復費用等は、修繕費に準じた会計処理になると考えられる。関連する支出が原状回復を超えて価値を増加させるものである場合は、資本的支出として会計処理することになると考えられる。資本的支出として認められない原状回復費用等又は引当金繰入額は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

④ 災害による工場・店舗等の移転費用等

決算日までに発生した移転費用等については、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。移転方針は決定しているが、決算日までに実行されておらず、かつ、金額的に重要性が高いと見込まれる場合は、注記において概要を説明することも考えられる。

⑤ 災害による操業・営業休止期間中の固定費

操業・営業休止期間中（電力会社が行う計画停電によるものも含む。）で決算日までに発生した固定費は、原価性が認められない場合もあると考えられる。その場合は、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

⑥ 被災した代理店、特約店等の取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）

見舞金、復旧支援費用は、交際費又は寄付金に準じた会計処理になると考えられる。これらの費用は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。なお、これらの費用については、既発生額が対象であり、未発生額については引当金の計上要件を満たさないのが一般的と考えられる。

被災に伴い取引先に対し債権を免除又は減免する場合には、当該費用を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。

⑦ 被災した従業員、役員等に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用

会社従業員等に対する復旧支援費用は、福利厚生費に準じた会計処理になると考えられるが、発生原因に臨時性が認められることから、これらの費用は、原則として、当該損失を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになると考えられる。なお、これらの費用については、既発生額が対象であり、未発生額については引当金の計上要件を満たさないのが一般的と考えられる。

(2) 科目表示

上記(1)に示した損益計算書に係る会計処理については、原則として特別損失という整理をしたが、当然金額的重要性を考慮し、経常的な費用として会計処理することを否定するものではないと考えられる。

また、科目については、それぞれ適当な科目によるものと整理をしたが、今回の災害に係る損失をまとめて計上することも考えられる。この場合は、主要な項目については、注記において説明することが考えられる。

2. 関連する会計・監査事象

① 繰延税金資産の回収可能性の判断

繰延税金資産の回収可能性に関しては、今回の災害が企業の将来収益力にどの

ような影響（一時的か長期的かなどを含む。）を及ぼすか、特に災害発生による主要な計画要因の将来変化の可能性に留意し、翌期以降の事業計画又は利益計画の見直しの要否について、検討することになると考えられる。その際、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」によれば、会社による将来の経営計画等の作成が基礎となるが、「明らかに合理性を欠く業績予測であると認められる場合には、適宜その修正を行った上で課税所得を見積もる必要があることに留意する」ことが必要である。

また、災害損失による多額の税務上の繰越欠損金等の発生等による、繰延税金資産に係る会社区分（監査委員会報告第66号）の見直しの要否、例示区分④のただし書き（非経常的な特別の原因により発生）に分類することの適否について、今回の災害により大きな損害を受けている場合には「非経常的な特別の原因」に該当している場合も多いと考えられるが、災害の影響の程度を踏まえ、適切に検討することになる。

② 取引先の財政状態の悪化等

今回の災害により、取引先の財政状態が悪化し、売掛金等の営業債権（敷金や差入保証金を含む。）の貸倒れ等のリスクが高まる場合もあるため、債権の評価（担保権の評価を含む。）に関しては、留意する必要があると考えられる。

監査上、データ収集や会計上の見積りが困難なケースは、そうした制約を踏まえ、「Ⅰ 今回の災害に関する監査対応の基本的な考え方」にあるとおり、適切に対応する必要がある。

③ 保有有価証券の時価の下落

時価のある有価証券については、取引所の相場を時価とする会計基準が定着しているため、当該基準に従い会計処理することになる。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式（非上場株式）については、可能な限り災害発生の影響を反映させた実質価額を把握し、減損の要否について検討することが考えられるが、データ収集や会計上の見積りが困難なケースは、そうした制約を踏まえ、監査上「Ⅰ 今回の災害に関する監査対応の基本的な考え方」にあるとおり、適切に対応する必要がある。

④ 固定資産の減損判定

災害により物理的な損害を受けたものについては、上記(1)で説明した会計処理が考えられる。それ以外の固定資産について、将来キャッシュ・フローに災害の影響が生じる場合には、従来の減損判定を見直す必要性の有無について適切に検討することになると考えられる。この場合、経済的残存使用年数への影響も考慮

する必要があると考えられる。

⑤ その他

その他の留意事項としては、例えば、継続企業の前提に係る疑義の発生なども考えられる。継続企業の前提に係る疑義の発生への監査上の対応については、平成 21 年の関連規定の改訂に基づき、「経営者の対応・経営計画」を考慮した上で、当該注記を付すかどうかの判断をすることになっているので留意が必要である。

3. 監査意見に係る事項

監査意見は、意見表明の合理的な基礎となる十分かつ適切な監査証拠に基づき形成する必要がある。今回の災害の影響に係る会計処理に関しては、「I 今回の災害に関する監査対応の基本的な考え方」に述べた対応が考えられるが、十分かつ適切な監査証拠が得られず、かつ、その影響が重要な場合は、監査範囲の限定又は意見不表明の可能性について、慎重に検討する必要がある。

監査意見形成に際しては、状況を適切に判断し説明責任を果たす必要があることはいうまでもないが、特に上場会社に関して無限定適正意見以外の監査意見を表明することになる場合は、より明確な説明責任を果たせるように努めなければならない。

IV 災害発生時である平成 23 年 3 月 11 日より前に決算日を迎えた企業

平成 23 年 3 月 11 日より前に決算日を迎えた企業は、今回の災害に係る影響は開示後発事象として取り扱うことになると考えられる。

したがって、債権、棚卸資産、固定資産及び繰延税金資産などの評価に当たっては、決算日時点の状況を基礎として見積もり、災害に係る影響（災害に起因する信用リスクの増大、将来キャッシュ・フローの悪化、将来の課税所得の見積りの下振れリスクなど）は、その影響が重要な場合に、開示後発事象として注記することが原則的な取扱いになると考えられる。

開示後発事象に関しては、監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」により、適切に対応する必要がある。なお、財務諸表作成時に入手可能な情報が限られる場合には、後発事象としての開示内容が概括的になることはやむを得ないものと考えられる。

V 内部統制監査

上場会社に関しては、内部統制監査への影響も検討する必要がある。内部統制監査に関しては、今回被災した拠点が、経営者の評価範囲内にある場合に次のようなことが考

えられる。

今回のような災害が発生したことにより経営者の評価手続が実施できない場合は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」において、やむを得ない事情による評価範囲の制約の例として挙げられており、この取扱いに従った対応をとることになると考えられる。この場合、経営者は当該事実の及ぼす影響を把握した上で、当該範囲を除外して、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明することができる。監査人は、当該内部統制報告書の記載内容及びやむを得ない事情により内部統制の評価ができなかった範囲の影響を判断し、内部統制報告書に対して内部統制監査意見を表明することになる。

すなわち、監査人は、①経営者による評価が、やむを得ない事情を除き、全体として適切に実施されていること、かつ、②やむを得ない事情により、十分な評価手続を実施できなかったことが財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすまでには至っていないことを確認できた場合には、監査報告書に追記情報として経営者が十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由を記載して、無限定適正意見を表明することとされている。したがって、監査人は、監査対象企業の被災内容をよく検討し、必要な監査手続の実施可能性を踏まえ、適切に対応する必要がある。

なお、当該事業拠点が滅失してしまった場合は、期末日現在評価対象が存在しないため、評価対象外になると考えられる。

VI 中間財務諸表及び四半期財務諸表関係

今回の災害が中間会計期間又は四半期会計期間の末日の前後に発生した場合は、ここで説明した内容に準じて対応する必要がある。中間監査及び四半期レビューに際しては、中間財務諸表の作成基準及び四半期財務諸表の作成基準の特殊性を考慮することはいうまでもない。

VII 決算スケジュールの延長

今回の災害を受け、平成 23 年 3 月 13 日に東北地方太平洋沖地震を特定非常災害に指定する政令が公布・施行されたことにより、本来の提出期限までに金融商品取引法に係る諸提出書類の提出がなかった場合であっても、本年 6 月末までに提出すればよいこととされた。また、会社法については、法務省が定時株主総会の開催時期についての説明資料を公表している。具体的対応については、各企業の法律専門家も交え検討する必要があると考えられる。

以 上

資料 3 - 3 - 15

東証からのニュース

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援に向けた東証の対応方針

2011/04/15 更新

[東京証券取引所]

本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に、地震及び津波による甚大な人的・物的被害をもたらしたほか、首都圏を含む広範な地域におけるインフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に相当の影響を及ぼし、我が国経済の停滞と我が国企業の国際競争力の低下をもたらすことが懸念されております。

当取引所では、我が国のセントラルマーケットとして、被災企業や被災地域の復興を支援し、もって我が国経済の活性化に寄与する観点から、東日本大震災の被災などにより経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において、柔軟な対応を可能にするための上場制度の整備を早急に行うとともに、復興のための資金需要と復興への貢献を望む投資者の資金とをマッチングして、民間資金の活用による復興に道を開くことのできる金融商品の上場を推進するなど、別添の対応方針に沿って、東日本大震災の復興支援に向けた対応を速やかに図ってまいります。

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援に向けた東証の対応方針



東日本大震災により被災した上場会社に対する時価総額基準等の適用について(東証からのニュース2011/04/05)

平成23年3月期末の配当その他の権利落ちについて(東証からのニュース2011/03/25)

東日本大震災を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて(東証からのニュース2011/03/18)

お問合せ

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
電話:03-3666-0141(代表)

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた東証の対応方針

<p>東日本大震災の影響</p>	<p align="center">東日本大震災による被災、社会インフラの機能低下</p> <p align="center">⇒ 上場会社及び上場候補会社の企業活動、業績への悪影響 ⇒ 復興に向けた資金調達の高まり</p>		
<p>対応の基本方針</p>	<p>東日本大震災の被災などにより経営に打撃を受けた上場会社及び上場候補会社の上場廃止や上場審査において柔軟な対応を実施</p>		<p>震災復興に向けた資金調達に寄与する金融商品の上場推進</p>
<p>具体的な対応内容</p>	<p align="center">上場会社を対象とした取組み(※)</p>	<p align="center">上場候補会社を対象とした取組み</p>	<p align="center">震災復興の支援に向けた取組み</p>
	<p>【上場廃止に関する柔軟な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「事業活動の停止」: 一時的な事業活動の停止について、基準に該当しない取扱いを明確化 ✓ 「債務超過」: 特別損失の計上による債務超過について、基準該当への猶予期間を1年間延長 <p>【売買単位の集約の当面延期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 100株又は1000株への集約期限を2012年4月から当面延期 <p>※現行制度において実施可能な以下の措置は、既に周知済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「監査意見」: 天災地変による「不表明」は上場維持 ✓ 「有報等提出遅延」: 政令による特別措置を受けた場合の期限の延長 ✓ 決算発表・業績予想の開示時期の柔軟化 	<p>【上場審査に関する柔軟な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「利益の額」及び「企業の継続性及び収益性」: 一時的な業績への影響を排除した審査を実施 ✓ 「純資産額」: 上場時のファイナンスによる充足も可 ✓ 「監査意見」: 直前事業年度の監査意見に関する基準において、「限定付適正意見」も可 ✓ 「内部管理体制の有効性」: 震災の影響に配慮した審査を実施 <p>【上場時期の柔軟化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場申請について従来よりも遅れたタイミングでの申請も可 ✓ 大震災に起因して上場承認に至らない場合の再申請時の上場審査料を免除(3年以内) 	<p>【復興関連ETFの上場推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災したインフラの復興などに貢献する上場会社を構成銘柄とする株価指数に連動するETFなど、復興関連ETFの組成を働きかけ、上場を支援 <p>【復興関連REITの上場推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災者向け賃貸住宅等を組み入れた不動産投資法人など、復興関連REITの組成を働きかけ、上場を支援 <p>【復興関連新商品の開発支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 復興事業や被災企業の資金調達を支援する事業型ファンド(復興ファンド、インフラファンドなど)のための制度整備を進めるなど、復興事業等への中長期の資金調達に寄与する上場商品の開発を支援
	<p align="center">直ちに制度整備を行い、可及的速やかに実施</p>	<p align="center">市場関係者のニーズを踏まえたうえで、早急を実施</p>	
<p>時期</p>			



平成 23 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社大阪証券取引所
代表者名 代表取締役社長 米田 道生
お問合せ先 経営企画グループ（広報）
(TEL (06) 4706-0800)

東日本大震災による被災上場会社等に対する支援策について

当社では、東日本大震災により被災された上場会社の皆様等の早期復興をご支援申し上げるべく、下記のとおり支援策をとりまとめましたのでご案内申し上げます。

記

1 特に被害の大きかった地域に本社を置く上場会社向け支援策

(1) 上場手数料及び年賦課金の免除

東日本大震災（以下「震災」という。）において、特に被害の大きかった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に本社を置く上場会社（以下、「対象上場会社」という。）の上場手数料及び年賦課金を免除する。（1年間）

(2) 機関投資家・アナリスト向け説明会の活用による情報発信支援

対象上場会社の当社主催の機関投資家・アナリスト向け会社説明会の利用を無料とする。

(3) 開示資料の投函代行による負担軽減

証券記者クラブ（兜倶楽部又は大阪証券記者クラブ）への投函代行

2 上場廃止基準等の緩和を通じた上場管理の柔軟化

震災の影響を受けた上場会社に対して、次のとおり上場廃止基準の緩和等の対応を図る。

- (1) 時価総額基準に伴う事業計画提出時期の期限延長
平成 23 年 12 月末を提出期限とする。
- (2) 債務超過基準の猶予期間の延長
猶予期間を 1 年間延長する。
- (3) 一時的な事業活動の停止
震災による一時的な事業活動の停止は廃止基準に抵触しない取扱いとする。

3 新規上場審査基準の緩和・柔軟化

震災の影響を受けた新規上場申請会社について、上場基準及び運用を緩和・柔軟化する。

- (1) 監査意見
震災により監査手続きが一部実施できない場合には、「限定付適正意見」も可とする。
- (2) 実質上場審査基準
実質上場審査基準の項目について、震災の影響を考慮し対応を図る。
- (3) 上場審査期間
震災の影響によって、上場審査期間が長期化し、結果的に基準決算期が変更となる場合には、再申請を不要とする。

4 大証市場のインフラを活用した復興支援策

- (1) PFI の活用
当社が開設している社会資本整備市場（PFI 市場）¹の活用を検討する。
- (2) ETF のプロモーション強化
震災復興等をテーマとした ETF の上場を促進する。

5 実施予定

- ・平成 23 年 4 月 26 日～5 月 25 日
パブリック・コメント募集（1（1）、2、3）
- ・6 月中規則施行予定

以 上

¹ 当社が平成 12 年 2 月に開設した、社会資本の整備に資することを目的として民間資金等の活用による公共設備の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業を専門に行うために設立されたプロジェクト事業会社が発行する有価証券に係る上場市場

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小池善明

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

本所は、別紙のとおり「東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例」の制定等を行い、平成23年6月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能とするため、上場審査基準や上場廃止基準について特例を新設するなど、所要の上場制度上の対応を図るものとします。

なお、この改正に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 上場審査基準の特例の新設

(1) 純資産の額

直前事業年度の末日における純資産の額が東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。

(2) 利益の額

東日本大震災による特別損失を除外して判断します。

(3) 監査意見

東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足するものとします。

2. 上場廃止基準の特例の新設

(1) 債務超過

上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

(2) 事業活動の停止

上場会社が、東日本大震災により一時的に事業活動を停止していると認められる場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。

3. 再申請に係る上場審査料の無料化

東日本大震災により上場に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

II. 施行日

平成23年6月1日より施行します。なお、2. (1) については、平成23年3月1日以後に終了する事業年度から適用します。

以上

取引参加者負担金等に関する規則の特例の制定について

平成23年 5月25日
株式会社名古屋証券取引所

1. 制定趣旨

現下の取引参加者の経営状況にかんがみ、一定の期間、取引参加者負担金の額を減額するため、「取引参加者負担金等に関する規則の特例」を制定します。

2. 制定概要

○ 取引参加者負担金の特例

- ・取引参加者の定額負担金の額（月額）について、平成23年4月から平成25年3月までの間、均等割額を月額5万円（10万円減額）とし、資本金割額を3%減額します。

（備 考）

- ・取引参加者負担金等に関する規則の特例第2条等

3. 施行日

平成23年5月25日から施行し、平成23年4月分の定額負担金の額（月額）から適用します。

以 上

平成23年 5月25日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成23年 6月 7日（火）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2
証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部
- ② FAXの場合：092-713-1540
- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

平成23年 5月25日
証券会員制法人 福岡証券取引所

I. 趣旨

東日本大震災の被災などにより、経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能とするため、上場審査基準や上場廃止基準について特例を制定するなど、所要の上場制度上の対応を図るものとします。なお、この改正に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

II. 概要

1. 上場審査基準の特例の新設

(1) 純資産の額

直前事業年度の末日における純資産の額が東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。

(2) 利益の額

東日本大震災による特別損失を除外して判断します。

(3) 監査意見

東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足しているものとします。

2. 上場廃止基準の特例の新設等

(1) 債務超過

(備考)

・東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」）第2条第1項等

・特例第2条第2項等

・特例第2条第3項等

・特例第3条等

上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

(2) 事業活動の停止

上場会社が、東日本大震災により一時的に事業活動を停止していると認められる場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。

・株券上場廃止基準の取扱い1.(8)

3. その他

東日本大震災により上場に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

・特例の取扱い1.

Ⅲ. 施行日(予定)

平成23年6月上旬を目途に施行します。なお、2.(1)については、平成23年3月11日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上

今般の措置の概要

1. 金融検査マニュアル

(1) 特例措置

本社や主な生産拠点が被災地に所在する債務者など、震災により連絡が一時的に取れないこと等から、金融機関が実態把握を行うことが一時的に困難となっている債務者を対象として、以下の措置を講じる。

・震災の影響について、金融機関は、金融機関及び債務者の被害状況並びに担保物件・保証人の状況等の実態を、合理的に判断できる範囲内で、可能な限り自己査定に反映させる。その上で、これが困難な資産は以下の方法によることも妨げないこととする。

- ① 実態把握が困難な債務者への貸出金等はそれまでに把握している情報により査定し、その旨を「注記」。
- ② 再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」。

(2) 運用の明確化措置

被災地に限らず、震災の影響を受けている債務者を対象として、以下の措置を講じる。

- ① 震災の影響による計画停電や原材料の調達難などから財務状況等が一時的に悪化している債務者
 - ・震災による赤字・延滞を「一過性」のものと判断できる場合には債務者区分の引き下げを行わなくてもよいことを明確化。
- ② その他
 - ・貸倒引当金の貸倒実績率等の算定に当たっては、今般の震災の影響による貸倒等の実績は異常値として、震災の影響がない貸出金の貸倒実績率等に算入しなくてもよいことを明確化。

2. 監督指針の特例措置

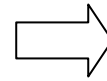
被災地に限らず、震災の影響により、直ちに経営再建計画を策定することが困難な債務者

- ① 現行、中小企業に限って貸出条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予しているが、この取扱を中小企業以外にも適用。併せて、既に貸出条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間の再延長可。
- ② 現行、中小企業以外は経営再建計画の計画期間を概ね3年、中小企業は原則5年としているが、合理的な期間の延長可（金融検査マニュアルも併せて措置）。

1. 金融検査マニュアル

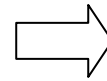
【特例措置】（震災により一時的に実態把握が困難な債務者）

○ 資産査定は、決算期末日（3月末）を基準日として、債務者の実態を踏まえ行う



○ 震災により、実態の把握が困難な債務者への貸出金等については、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」

○ 担保物件の評価に当たっては、決算期末日を基準日として、当該物件を実地に確認（実査）する等、現況に基づく評価を行う



○ 再評価・実査が困難な担保物件は、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」

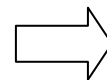
【運用の明確化】（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

○ 一般的な取扱いとして、赤字の原因が一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者については正常先と判断することとしているが、今般の震災による赤字・延滞を「一過性」のものと判断できる場合には、債務者区分の引き下げを行わなくてもよいことを明確化。

○ 貸倒引当金実績率の算定に当たっては、今般の震災の影響による貸倒等の実績は異常値として、震災の影響がない貸出金の実績率等に算入しなくてもよいことを明確化。

2. 監督指針の特例措置（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

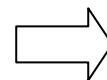
○ 中小企業に限って、条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予



○ この取扱いを中小企業以外にも適用

○ 既に条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間については再延長も可

○ 計画期間については、中小企業以外は3年、中小企業は5年が原則



○ 震災による被害を考慮した合理的な期間の延長も可（金融検査マニュアルも併せて措置）

東北地方太平洋沖地震による金融機関等の報告の提出期限等に 係る特例措置について

- 今般の東北地方太平洋沖地震の影響により、被災地にある金融機関等においては、銀行法等に基づく報告や届出等について、提出をすることに相当の事務負担が生じるものと思われます。
- このため、今般の震災を踏まえた特例措置（「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」）により、法令上提出期限の確定している報告・届出については、震災により本来の提出期限までに提出できない場合には、本年 6 月末までに提出することで差し支えありません。
(例)
 - ・ 中小企業金融円滑化法に基づく報告及び開示：期間経過後 45 日以内
 - ・ 貸金業者の事業報告書：事業年度終了後 3 ヶ月以内、等
- また、法令上提出期限の確定していない報告・届出については、地震という不可抗力により報告・届出の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取扱われることとなります。
(例)
 - ・ 銀行等の営業所の臨時休業届、営業所の位置変更届、営業所の設置届、等
- 上記の特例措置以外の対応としても、銀行法第 24 条等に基づく個別の報告については、被災金融機関等(※)における業務の実情等を十分に踏まえ、提出期限を延期する旨を検討し、早急に結論を得て個別の金融機関等に対して連絡します。
(※) 被災地（岩手県、宮城県、福島県等）に本店・本社を置く銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信農連、信漁連、少額短期保険業者、貸金業者などを対象とします。
(例)
 - ・ 銀行法第 24 条に基づく報告（日計表、決算状況表、オフサイトモニタリング関係資料等）、等
- さらに、当局の承認を受けて提出期限の延長をすることができる報告書等については、被災金融機関等からの申請があれば、迅速かつ適切に対応します。
(例)
 - ・ 期限延長が可能な報告書等：銀行等の業務報告書の提出（事業年度経過後 3 ヶ月以内）、貸借対照表の公告（事業年度経過後 3 ヶ月以内）、等
- なお、今般の震災により、被災金融機関等が定款所定の時期に定時株主総会、通常総会又は総代会を開催することができないとしても、事業年度終了後一定の時期に開催すれば足り、その時期が定款所定の時期より後になったとしても、定款に違反することにはならないと解されます。法務省のホームページにおいても、同様の趣旨の内容が発表されています。
(参考リンク) 定時株主総会の開催時期について（法務省ウェブサイト）
(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>)

(参考リンク)

東北地方太平洋沖地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置について
(平成 23 年 3 月 31 日) (東北財務局へリンク)

(参考) 特定非常災害特別措置法及び関係政令の規定

東北地方太平洋沖地震は、特定非常災害特別措置法第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害に指定されました(「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 23 年 3 月 13 日公布・施行))。

この政令により、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)に基づく報告など、提出期限の確定している報告書については、地震により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定期限(平成 23 年 6 月 30 日まで)に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなります。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

[地域銀行]

監督局銀行第二課(内線 3759)

[協同組織金融機関]

監督局総務課協同組織金融室(内線 3378)

[貸金業者等]

監督局総務課金融会社室(内線 2750)

[少額短期保険業者]

監督局保険課(内線 2655)

平成 23 年 4 月 28 日
金融庁

「保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件」(特例告示)の公表について

保険会社等は、決算において既に発生した保険事故から生じる将来の損失を見積り、支払備金（IBNR）を積み立てることとされています（保険業法施行規則第 73 条第 1 項第 2 号）。

今般、東日本大震災の影響により、生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下、「生命保険会社等」という。）の平成 23 年 3 月決算において、当該震災に係る保険金等の支払のために支払備金（IBNR）を積み立てることができるよう、別紙のとおり特例告示を公布し、本日より適用いたします。本件の特例告示の具体的な内容については、（別紙）をご参照下さい。

なお、本件につきましては、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見募集手続は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局保険課
（内線 3770）

（別紙）保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件

[ホーム](#) > [その他の情報](#) > [東日本大震災関連情報](#) > [平成23年\(2011年\)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について](#) >

平成23年6月22日

有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について

- 今般の東日本大震災の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書、四半期報告書など)について、提出できない可能性が生じています。

(注)有価証券報告書の提出期限:事業年度経過後3ヶ月以内
 四半期報告書の提出期限:各期間経過後45日以内

- 東日本大震災を受けた特例措置として、東日本大震災により本来の提出期限までに有価証券報告書、四半期報告書等の提出がなかった場合であっても、今回新たに特例措置を延長するための政令を制定し、本年9月末までに提出すればよいこととしました。

参考:[東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の公布について\(平成23年6月22日\)](#)

(注)これまでは、特例措置を定める政令により、本年6月末までに提出すればよいこととしていました。

- 「東日本大震災により」とは、本社が被災した場合のみならず、支店・工場や重要な取引先の被災により決算作業が困難となった場合など、間接的な影響によるものを含みます。
- 提出期限の確定しない報告書(臨時報告書)については、地震という不可抗力により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。

参考:EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)トップページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp>)にも、同様の内容が記載されています。

(その他参考リンク)

東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ(国税庁ウェブサイト)

(http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm)

東北地方太平洋沖地震関連の法務省からのお知らせ(法務省ウェブサイト)

(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>)

特例措置の適用を受けている上場会社に関する情報(各取引所ウェブサイト)

(東証 <http://www.tse.or.jp/listing/yu-limit/index.html>)

(大証 http://www.ose.or.jp/self_regulation/5651)

(名証 <http://www.nse.or.jp/j/meigara/j-limit.html>)

(福証 http://www.fse.or.jp/files/lir_cmp/encho.pdf)

(札幌証 <http://www.sse.or.jp/listing/kanri.html#yu-limit>)

[参考] 特定非常災害特別措置法及び関係政令について

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法

律(平成八年法律第八十五号)(抄)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第十九号)(抄)

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。)を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。

○ 東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(平成二十三年政令第七十四号)(抄)

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第十九号)第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であつて、次に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

一 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同法第二十四条第一項の規定による提出の義務

二 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書の同法第二十四条の四の七第一項の規定による提出の義務

三 金融商品取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書の同法第二十四条の五第一項の規定による提出の義務

四 金融商品取引法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書の同条第一項の規定による提出の義務

平成23年6月22日

金 融 庁

東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の公布について

本日、東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令が公布されましたので、公表します。

1. 政令の概要

東日本大震災による金融商品取引法の規定による有価証券報告書等の提出の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、免責の期限を平成23年6月30日から同年9月30日に延長します。

(注)本政令による延長の対象となる報告書

- (1)有価証券報告書(金融商品取引法第24条第1項)
- (2)四半期報告書(金融商品取引法第24条の4の7第1項)
- (3)半期報告書(金融商品取引法第24条の5第1項)
- (4)親会社等状況報告書(金融商品取引法第24条の7第1項)

2. 施行日

本政令は公布の日から施行します。

なお、本件の政令は、行政手続法第39条第4項第1号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続(パブリックコメント)は実施していません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 総務企画局企業開示課(内線3665、3669)

(別紙)  [東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令\(PDF:58K\)](#)

金融機能強化法等の改正に係る説明資料

金 融 庁

金融機能強化法(平成20年12月17日に改正法を施行)

金融機能強化法の概要

【目的】金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

【申請】(※申請期限:平成24年3月末)
(下記を記載した経営強化計画を策定・提出)

- ①計画期間(3年以内)
- ②収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
- ③従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
- ④中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ⑤株式等の引受け等の額、内容

【審査】

下記の基準を満たす場合に国が資本参加

- ①収益性・効率性等の向上が見込まれること
- ②地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
- ③公的資金の回収が困難でないこと
- ④適切な資産査定がなされていること
- ⑤破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと
- ⑥協同組織金融機関等について、一定の地域シェア等

【事後チェック】①金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告
②当局が履行状況報告を公表、フォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)



政府保証枠：12兆円

実績：13金融機関に対して3,495億円(改正後は11金融機関に対して3,090億円)

(参考)

金融機能強化法に基づく資本参加の実施状況

(平成23年3月末現在)

単位:億円

	金融機関名	資本参加の時期	種類	資本参加額
旧法	紀陽銀行	18年11月	優先株式	315
	豊和銀行	18年12月	優先株式	90
改正法	北洋銀行	21年 3月	優先株式	1,000
	福邦銀行	21年 3月	優先株式	60
	南日本銀行	21年 3月	優先株式	150
	みちのく銀行	21年 9月	優先株式	200
	きらやか銀行	21年 9月	優先株式	200
	第三銀行	21年 9月	優先株式	300
	山梨県民信用組合	21年 9月	信託受益権	450
	東和銀行	21年12月	優先株式	350
	高知銀行	21年12月	優先株式	150
	北都銀行	22年 3月	優先株式	100
	宮崎太陽銀行	22年 3月	優先株式	130
合 計				3,495

(注) 紀陽銀行及び北都銀行については、それぞれ紀陽ホールディングス及びフィデアホールディングスが発行する優先株式の引受けによる。
山梨県民信用組合(全国信用協同組合連合会)については、信託受益権の買取りによる。

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

1. 基本的考え方

- 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設けることとしたい。

2. 主な改正事項

(1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
 - － 経営責任は求めない
 - － 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

(3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。

(注)根抵当権の譲渡等に係る特例措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

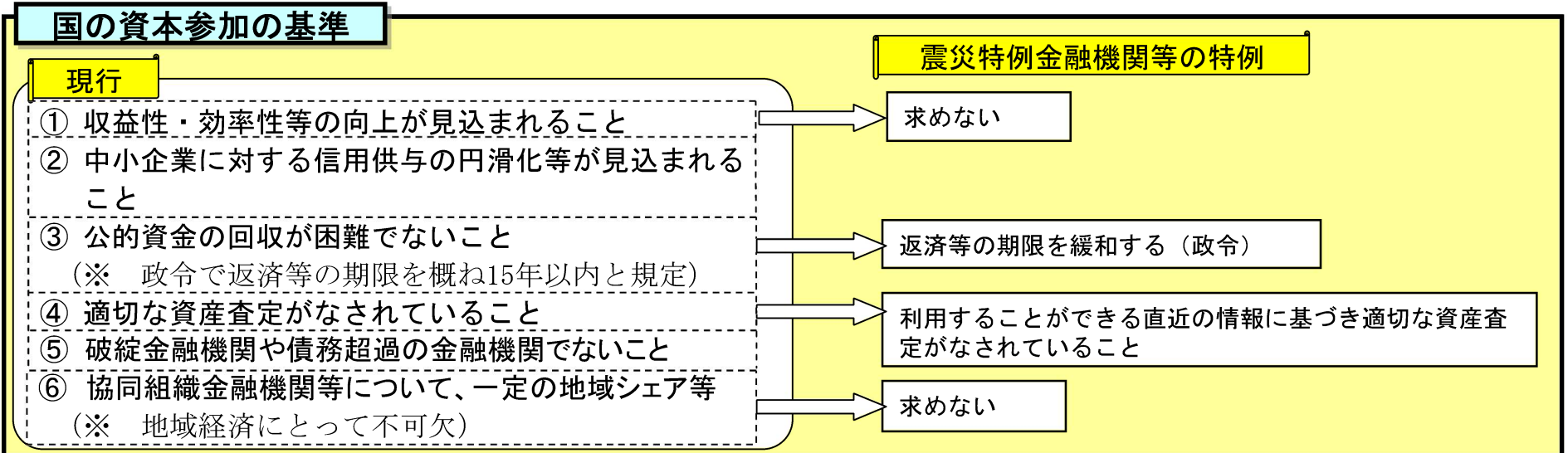
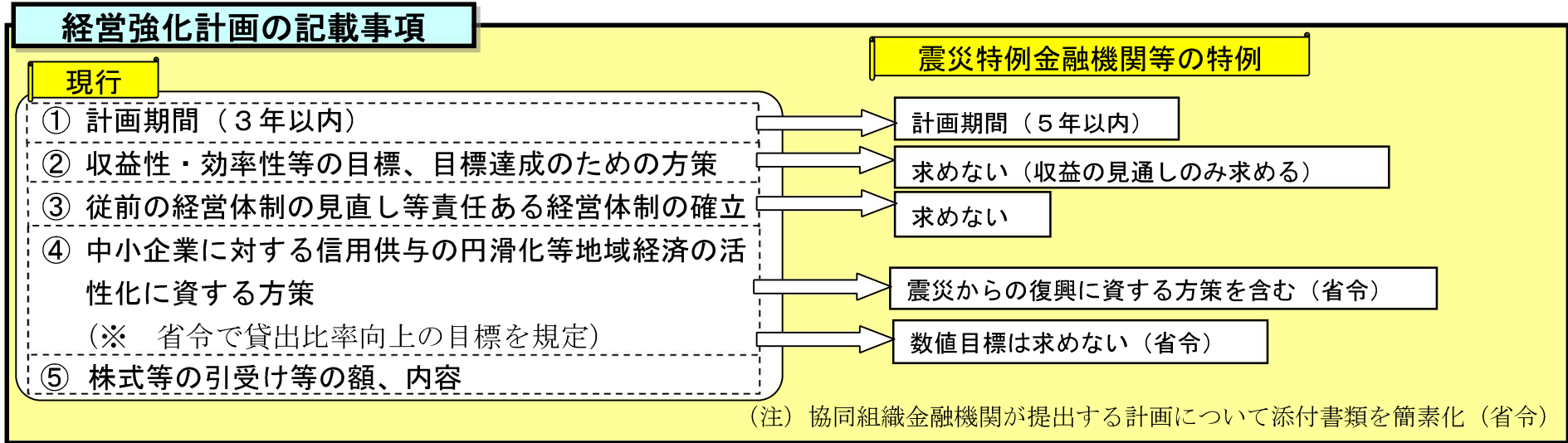
金融機能強化法等の改正に係る説明資料

(補 足 説 明 資 料)

(1) 一般的特例(全金融機関)

① 経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化

○ 東日本大震災により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関（「震災特例金融機関等」）について、経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を設ける。

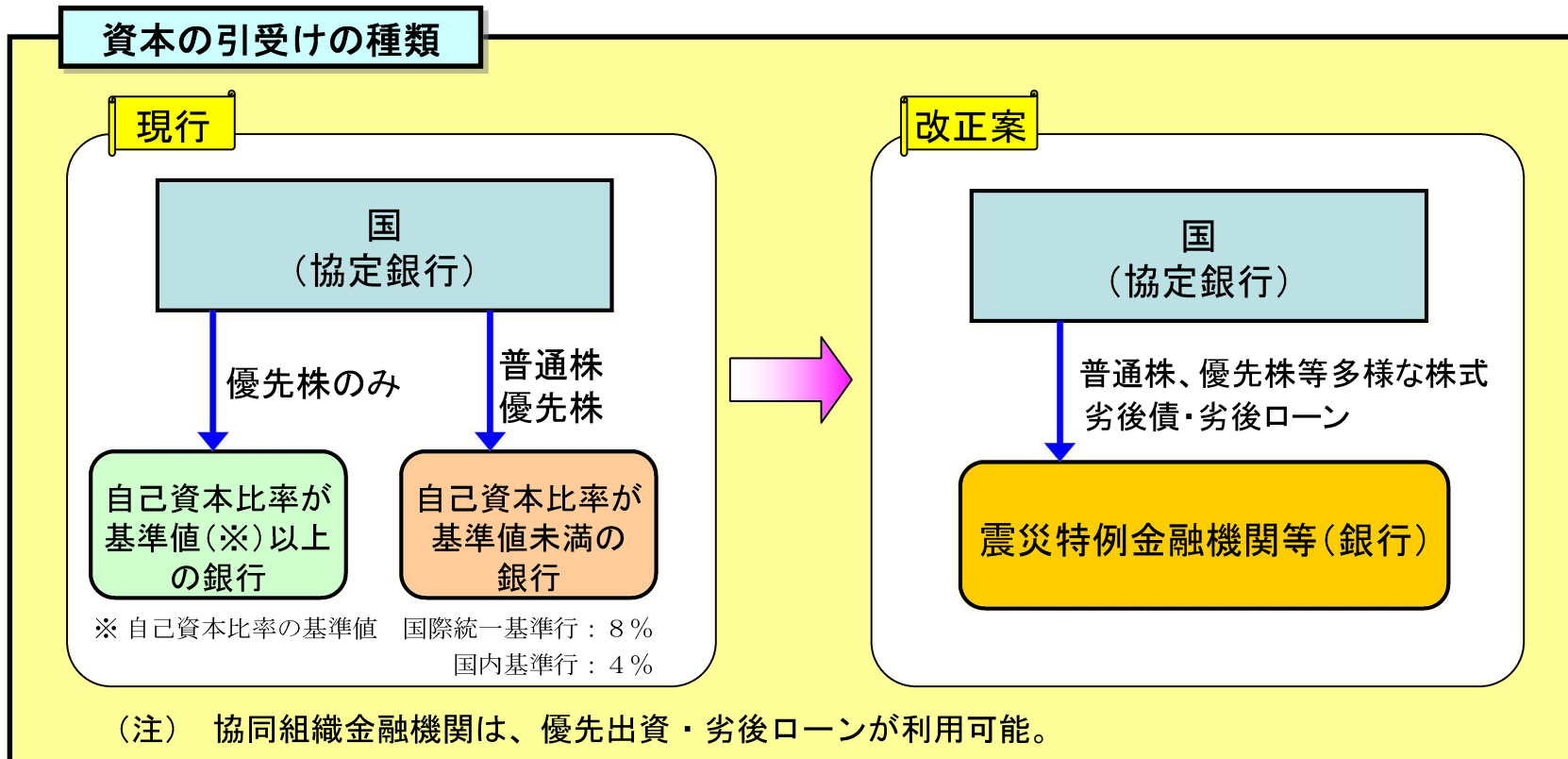


(注) 既に国の資本参加を受けている金融機関が震災特例金融機関等であるときは、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を適用

(1) 一般的特例(全金融機関)

② 資本参加コストの引下げ(資本の種類が多様化)

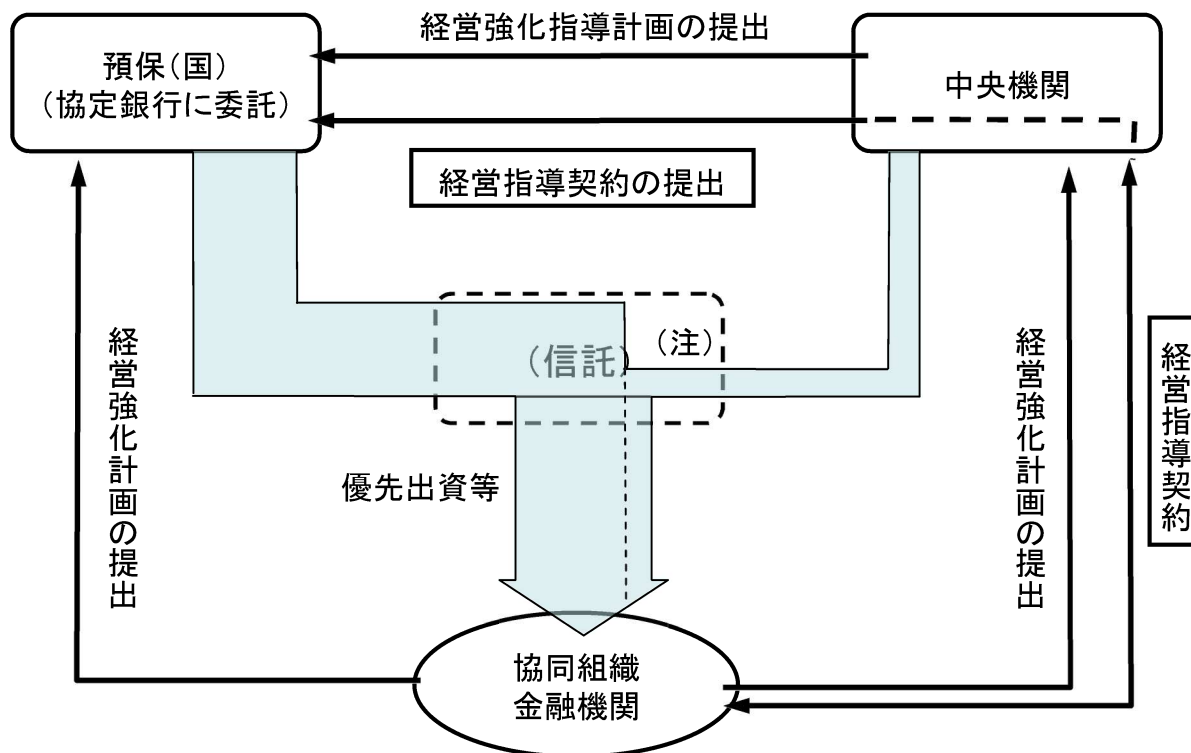
- 震災特例金融機関等については、国の資本参加のコストを、平時に求められる水準よりも引き下げる(運用事項)。
(現行) TIBOR(東京の銀行間の短期金利) + 1%~2%程度
(特例) 政府保証調達やTIBOR並みに引き下げる。
- 関連して、配当も含めて、震災特例金融機関等において幅広い選択が可能となるよう、現行の優先株に加え、普通株・劣後債・劣後ローンといった多様な選択肢を可能とする。



(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等) <1>

- 協同組織金融機関の特性（①限定された営業地区を基盤、②人的に結合した会員組織、③中央機関が一定の指導的役割を担う）に鑑み、特別な資本参加の仕組みを設ける。
 - 自ら被災したり、被災者への貸付を相当程度有しているなど、今次の大震災により、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関について、（イ）中央機関との間での経営指導契約を結ぶことにより、（ロ）国と中央機関が共同して、資本参加できる（信託受益権方式）こととする。
 - 対象機関は、10年（延長可）経過までに、財務状況が一定以上悪化している場合には、資本の整理を含む事業再構築を行う。なお、資本の整理のための財源は、預金保険機構の一般勘定（保険料）（元本1,000万円内相当分）及び早期健全化勘定（元本1,000万円超相当分）の資金を活用。
- (※) 経営強化計画の記載事項等も一般的特例に倣って柔軟化。資本参加の償還等が困難でないことは求めない。

<国と中央機関とで協同組織金融機関に資本参加する方式>

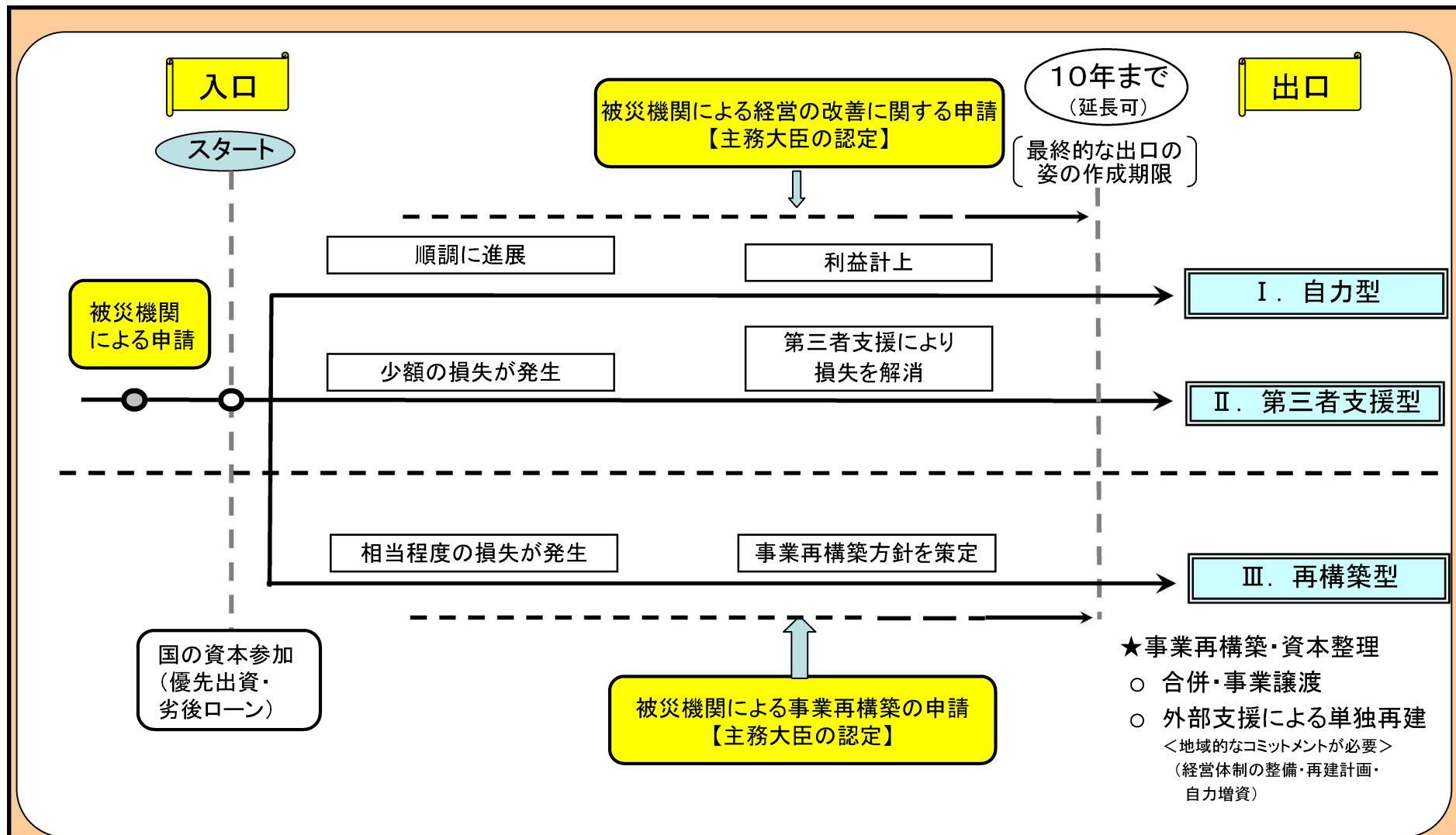


(注) 資本参加の具体的な流れ

経営指導契約の内容を含め、国が審査し、資本参加を決定。

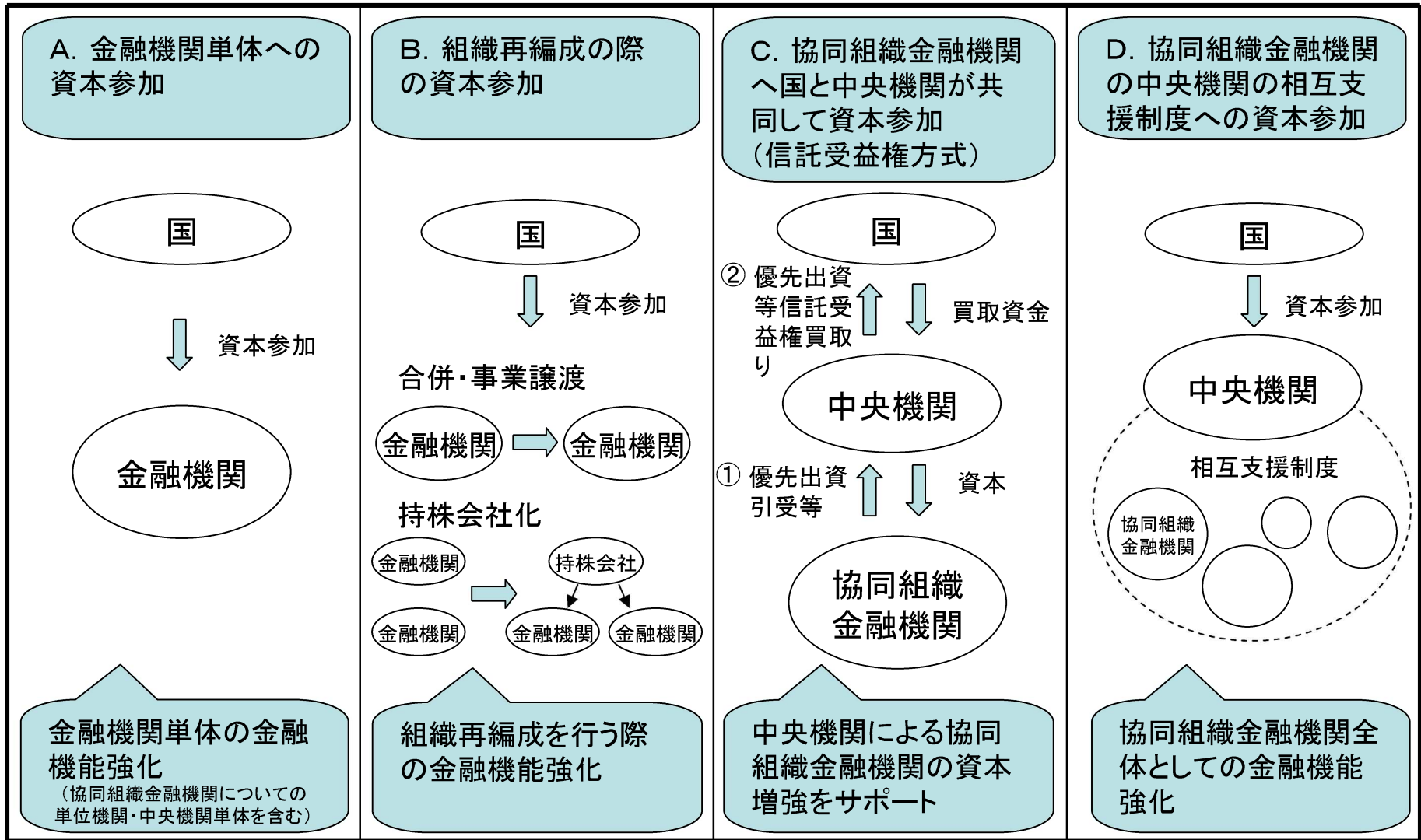
- ① 中央機関が協同組織金融機関に優先出資又は劣後ローンにより資本参加。
- ② 中央機関の資本参加を信託受益権化。
- ③ 預保が信託受益権をリスク分担に応じて買い取ることで中央機関による資本増強を国が補完。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等) <2>



Ⅲ. 再構築型の場合(被災債権等からの相当程度の損失の累積で優先出資の償還が困難となる場合)には、預金保険機構の一般勘定(元本1,000万円内相当分)及び早期健全化勘定(元本1,000万円超相当分)の資金を活用。

○金融機能強化法における資本参加の4方式に関する改正事項



- ① 4方式いずれにおいても(1)一般的特例を設ける(経営強化の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化)。
(注)協同組織金融機関の中央機関の相互支援制度への資本参加においては、中央機関に震災対応のための公的資金を区分経理し、当該公的資金を使って資本参加した単位組織のみ、当局への報告・公表対象とする。
- ② 組織再編成を行う銀行持株会社について、自己資本比率を回復させるまでの範囲を超えて、経営強化計画の実施のために必要な範囲までの資本参加を可能とする。

(3) 申請期限の延長等

○ 復興が中長期にわたることが想定され、その間を通じて、金融機関のリスク負担を可能とするため、平成24年3月末までとされている国の資本参加の申請期限を平成29年3月末まで延長。

※ 組織再編成特別措置法について、根抵当権の譲渡に係る根抵当権設定者の承諾を不要とする特例措置等を適用するため、金融機能強化法の申請期限の延長と同じ期間、組織再編成特別措置法の計画の申請期限を延長。

(4) 施行スケジュール

○ 公布後2月以内に政令で定める日に施行。

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

今般の震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2、第10条の28第1項第1号、附則第2項)

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ(貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2)を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。
- ◎ 返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号、施行規則第10条の28第1項第3号、附則第2項)

個人事業主による借入れ(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号)は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとする(百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする)。

(3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号、附則第 3 項)

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客（主婦・主夫等）が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ（合算年収の 1/3 まで）（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な被災者に配慮し、事後（六月以内）の提出で足りることとする。

(4) 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項、附則第 4 項)

極度額方式による借入れ（＝キャッシング）を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な被災者に配慮し、「六月以内」の提出とする。

3. 施行日等

上記のいずれも、今般の震災の被災者を対象とした時限措置（10 月 31 日まで）とし、施行は公布の日（平成 23 年 4 月 28 日）からとする（ただし、上記（4）に係る改正の適用については、平成 23 年 1 月 11 日からとする）。

- ※ なお、本件の府令は、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令等の概要

1. 趣旨

東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、

- ① 中小企業金融円滑化法の開示・報告について、被災地域の実情に応じた形で行うことで、
 - ② 同法に基づく貸付条件の変更等に、より積極的に取り組むことができるよう、
- 同法に基づく開示・報告義務の弾力化を行うもの。

2. 府令等改正の概要

- (1) 開示・報告の期限の猶予※（「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下「中小企業金融円滑化内閣府令）」第 7 条第 3 項から第 5 項及び第 10 条第 3 項から第 5 項）

金融機関から、期限までに開示・報告を行うことができないとの申請があった場合、金融庁長官等の承認により、開示・報告書提出の時期を延期できることとする。

※現在、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害について特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する法律（以下「特措法）」によって、東日本大震災により所定の期限（45 日間以内）までに開示・報告を行うことができない場合、6 月末日までの猶予が認められているところ。

- (2) 一部被災地域の営業店分の開示・報告の緩和（中小企業金融円滑化内閣府令附則第 3 項）

東日本大震災により、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告を行うために必要な書類の滅失その他やむを得ない理由で開示・報告のための資料作成に支障が生じた営業店等がある場合は、その理由を注記の上、可能な範囲で開示・報告することができることとする。

- (3) 中小企業金融円滑化法に係る開示・報告における「みなし謝絶」ルールの緩和（中小企業金融円滑化内閣府令附則第 3 項）

借り手である中小企業者等から貸付条件の変更等の申込みを受け付けた後、東日本大震災により、債務者と連絡を取ることが困難である場合その他やむを得ない理由のため、審査に追加的な時間が必要となる場合には、当該借り手に係る債権の額及び件数を注記の上、「みなし謝絶」ルール（貸付条件の変更等の申込み後 3 ヶ月を経過しても審査中である債権は「謝絶」として取扱う）の適用除外とすることができることとする。

- (4) 開示・報告様式簡素化の早期適用（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令第 3 項）

東日本大震災により、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告に支障が生じた金融機関は、その理由を注記の上、本年 3 月 31 日の同法の期限延長に併せて簡素化した開示・報告様式（原則 6 月末時点の開示・報告から適用）を、3 月末時点の開示・報告から適用することができることとする。

- (5) 他命令について

上記（１）～（４）について、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」及び「労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」等においても同様の改正を行うこととする。

3. 施行日等

公布の日（５月３１日）から施行することとする。

また、開示・報告については、現在、特措法によって、６月末日までの猶予が認められており、この規定との整合性をとる観点から、本府令等において、６月末日までのみなし承認規定を置くこととする。

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

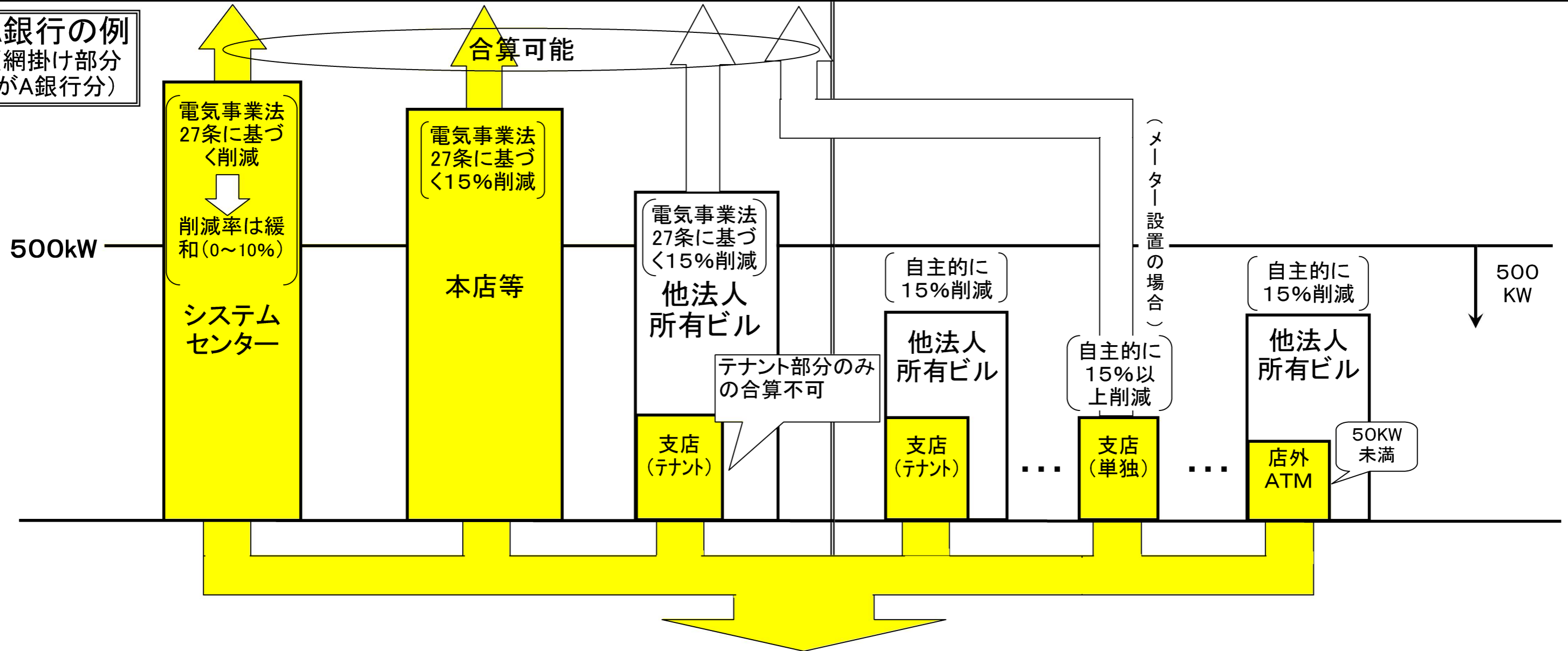
○電気事業法第27条に基づく電気の使用制限

- 【制限対象者】
 ・個々の大口需要家(契約電力500kW以上の事業所)
 【契約の相手方】
 ・一般電気事業者(東京電力及び東北電力)、両電力の供給区域内の特定規模電気事業者
 【期間・時間帯】
 ・東京電力:平成23年7月1日～9月22日(平日)の9時から20時
 ・東北電力:平成23年7月1日～9月9日(平日)の9時から20時
 【電気の使用状況の報告】
 ・検針日から15日以内に、日々の1時間単位の電気の使用状況を報告
 (共同使用制限スキームを活用している場合には毎月16日まで)

【共同使用制限スキーム】

- ・複数の大口需要家が共同して抑制に取り組むことを認めるスキームを導入
 - ・小口需要家(契約電力50kW以上500kW未満の事業所)との間でもスキームを活用可
- 【制限緩和】
- ・システムセンターなど安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備
 (1日の電気需要の変動幅に応じて削減率0～10%)
 - ・人員等を大幅に増加して被災者の求めに応じている被災地の金融機関(削減率0%)
- 【テナントビルに係る措置】
- ・対オーナー:テナントの電気の使用状況の把握とテナントへの情報提供に努めること
 - ・対テナント:上記情報を活用しつつ、電気の使用抑制に努めること
- 【罰則】
- ・故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

A銀行の例
 (網掛け部分がA銀行分)



○金融機関毎の節電行動計画の策定(対象:東京電力又は東北電力管内に本社・本店を置く金融機関等(金融庁監理の銀行、証券会社、保険会社等は本店所在地を問わない))

- ・銀行法24条等に基づき、各金融機関に対し、節電行動計画の策定及びその実施結果の報告を求める
 (提出期限:節電行動計画は6月22日、実施結果は10月7日(東北電力管内)又は21日(東京電力管内)。被災地に本店を置く金融機関は1ヶ月間延長可)
- ・金融機関毎に15%削減。困難な場合にはグループ毎・業態毎等で15%削減
- ・15%削減の対象からは、電気事業法の制限緩和の対象となるシステムセンター、被災地の本店・支店を除く(小口需要家、テナントも同様)
- ・金融庁は、節電行動計画及びその実施結果について事前・事後の検証を行う